

# 第 1 1 次

## 宮 城 県 交 通 安 全 計 画

(令和 3 年度から令和 7 年度)

～ 交通事故のない社会を目指して ～

宮城県交通安全対策会議

# はじめに

## 1 計画策定の趣旨

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指すという観点に立ち、宮城県及び国の地方行政機関等が宮城県域における陸上交通の安全等に関して推進すべき施策の大綱をまとめたものです。

本県では、昭和46年度以降、10次にわたり宮城県交通安全計画を作成し、国の関係地方機関、市町村、関係団体等が一体となって、県民の御理解と御協力をいただきながら、陸上交通の安全を確保するための諸対策を強力に推進してきました。

その結果、第10次計画では24時間交通事故死者数56人以下とする抑止目標を、平成29年、30年に達成し、更に最終年である令和2年中の死者数は、戦後最少の44人となりました。これは、関係行政機関・団体・企業・県民の長年にわたる努力の成果であります。

しかしながら、県内ではいまだ毎日のように交通事故が発生しており、飲酒運転も絶えません。交通における安全確保のためには、運転者のみならず、歩行者や自転車利用者等全ての道路利用者に対する交通安全対策のたゆまぬ努力と、更なる取組の充実が求められています。

また、県民に欠くことのできない交通手段である鉄道交通や踏切道についても、衝突事故や脱線事故等が発生すれば多数の死傷者が生じるおそれがあることから、事故を防止する必要があります。

交通事故のない安全な社会を実現するためには、県民一人一人の交通安全に対する意識をさらに高めることが重要であり、交通ルール遵守の徹底を図り事故を抑制することが基本です。

国の関係地方機関、県及び市町村においては、この計画に基づき、地域の実態に即して交通の安全に関する施策を具体的に定め、効果的に実施するものとします。

## 2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

令和3年7月29日  
宮城県交通安全対策会議

## 目 次

計画の基本理念	1
第1章 道路交通の安全	5
第1節 道路交通事故のない社会を目指して（基本的考え方）	6
第2節 道路交通の安全についての目標	8
I 道路交通事故の現状と今後の見通し	8
1 道路交通事故の現状	8
2 道路交通事故の見通し	9
II 交通安全計画における目標	9
第3節 道路交通の安全についての対策	11
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	11
1 高齢者及び子供の安全確保	11
2 歩行者及び自転車の安全確保	12
3 生活道路における安全確保	13
4 先端技術の活用推進	14
5 交通事故実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	14
6 地域が一体となった交通安全対策の推進	14
II 講じようとする施策	15
1 道路交通環境の整備	15
2 交通安全思想の普及	34
3 安全運転の確保	48
4 車両の安全性の確保	55
5 道路交通秩序の維持	60
6 救急・救助活動の充実	63
7 被害者支援の充実と推進	67
8 研究開発及び調査研究の充実	69
第2章 鉄道交通の安全	73
第1節 鉄道事故のない社会を目指して	74
I 鉄道事故の状況等	74
II 交通安全計画における目標	74
第2節 鉄道交通の安全についての対策	75
I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	75
II 講じようとする施策	75
1 鉄道交通環境の整備	75
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	76
3 鉄道の安全な運行の確保	76
4 鉄道車両の安全性の確保	78

5	救急・救助活動の充実	78
6	被害者支援の推進	78
7	鉄道事故等の原因究明と再発防止	78
8	研究開発及び調査研究の充実	79
第3章	踏切道における交通の安全	80
第1節	踏切事故のない社会を目指して	81
I	踏切事故の状況等	81
II	交通安全計画における目標	81
第2節	踏切道における交通の安全についての対策	81
I	今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	81
II	講じようとする施策	82
1	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	82
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	82
3	踏切道の統廃合の促進	82
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	83

## 計画の基本理念

交通安全計画に基づく関係機関一丸となった取組によって交通事故の大幅な減少などの成果を上げてきたところである。

一方、依然として交通事故は多数発生しており、高齢化の進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が強く要請される中、時代のニーズに応える交通安全の取組が今、一層求められている。

そのため、これまで実施してきた各種施策の深化はもちろんのこと、交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組み、交通事故のない交通安全社会を目指す。

### 【交通事故のない社会を目指して】

交通事故による死傷者は着実に減少しているが、いまだに多くの県民の方々が被害に遭われており、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくために不可欠である。

交通事故のない社会は一朝一夕に実現できるものではないが、交通事故を起こさない・起こさせないという誓いの下、交通事故の根絶を目指す。

### 【人優先の交通安全の理念】

文明化された社会においては、弱い立場にある者への配慮や思いやりが存在しなければならない。高齢者、障害者、子供等の交通弱者の安全を一層確保することが必要である。

交通事故がない社会は、交通弱者が社会的に自立できる社会でもある。また思いがけず交通事故被害者等となった方に対して、一人一人の状況に応じた支援が求められる。このような「人優先」の交通安全の理念を基本とし、あらゆる施策を推進していく。

### 【高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築】

高齢歩行者の被害事故や、高齢運転者による事故の防止は喫緊の課題である。高齢になっても安全に移動することができ、安心して豊かな人生を送ることができる社会、さらに、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を、交通の関係者の連携によって構築することを目指す。

## 1 交通社会を構成する三要素

本計画においては、このような観点から、①道路交通、②鉄道交通、③踏切道における交通のそれぞれの交通ごとに、計画期間内に達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るために講じるべき施策を明らかにしていくこととする。

具体的には、交通社会を構成する「人」、車両等の「交通機関」及びそれらが活動す

る場としての「交通環境」という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、交通事故の科学的な調査・分析や、政策評価を充実させ、これを県民の理解と協力の下、強力に推進する。

### **(1) 人に係る安全対策**

交通機関の安全な運転・運行を確保するため、車両運転者の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、資格制度の強化、指導取締りの強化、運転・運行の管理の改善、労働条件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識を高め、指導の強化等を図るものとする。

また、県民一人一人が、安全で安心な交通社会を構築していこうとする意識を持つようになることが重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実していく。さらに、県民の意識改革のためには、地域の団体等において、地域の課題を認識し自ら具体的な目標や方針を設定したり、住民が交通安全に関する各種活動に直接関わるなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが必要である。

市町村における市町村交通安全計画の作成に当たっては、県の交通安全計画を踏まえつつも、地域の交通情勢や社会情勢の特徴を十分考慮するとともに、地域住民の意向を十分反映させる工夫も必要である。

### **(2) 交通機関に係る安全対策**

車両等による交通事故の要因の一つは、道路交通法等のルール違反であり、ルール遵守を徹底させることは安全対策の基本である。

また、人間はエラーを犯すものとの前提の下で、それらのエラーが事故に結び付かないように、新技術の活用とともに普及促進を図り、不断の技術開発によってその構造、設備、装置等の安全性を高め、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、必要な検査等を実施する体制を充実させるものとする。

### **(3) 交通環境に係る安全対策**

機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報提供の充実、施設の老朽化対策等に取り組むものとする。また、交通環境の整備に当たっては、人優先の考えの下、人間自身の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るなどにより、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を充実する。特に、道路交通においては、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

なお、これらの施策を推進する際には、高齢化や国際化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、地震や津波等に対する防災の観点も適切に考慮するものとする。

## **2 先進技術の積極的活用**

全ての交通分野において、更なる交通事故の抑止を図るために、あらゆる知見を動員

して、交通安全の確保に資する先端技術や情報の普及活用を促進する。

また、有効かつ適切な交通安全対策を講じるため、その基礎として、交通事故原因の総合的な調査・分析の充実・強化、必要な研究開発の推進を図るものとする。

### **3 救急・救助活動及び被害者支援の充実**

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図るとともに、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等を図ることが重要である。

また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、交通安全の分野においても被害者支援の充実を図るものとする。

### **4 参加・協働型の交通安全活動の推進**

交通事故防止のためには、国の地方行政機関、県及び市町村、関係民間団体等の緊密な連携の下、それぞれが責任をもって、施策を推進するとともに、県民の主体的な交通安全活動を積極的に促進することが重要であることから、県及び市町村の行う交通安全に関する施策に計画段階から県民が参加できるよう、事前広報や意見の募集、県民が主体的に行う道路交通環境の問題点や改善を図る交通安全総点検、地域におけるその特性に応じた取組等により、参加・協働型の交通安全活動を推進する。

### **5 効果的・効率的な対策の実施**

地域の交通実態に応じて、十分な効果を上げ得る対策に集中して取り組むとともに、ライフサイクルコストを見通した信号機等交通安全施設の整備を図るなど効率的な予算執行に配慮するものとする。

また、交通の安全に関する施策は多方面にわたり、相互に密接な関連を有するので、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することが肝要である。少子高齢化、国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に弾力的に対応させるとともに、その効果等を勘案して、適切な施策を選択し、これを重点的かつ効果的に実施するものとする。

さらに、交通の安全は、交通需要や交通の円滑性・快適性と密接な関連を有するものであり、自動車交通量の拡大の抑制等によりこれらの視点にも十分配慮するとともに、沿道の土地利用や道路利用の在り方も視野に入れた取組を行っていくものとする。

### **6 公共交通における一層の安全の確保**

ひとたび交通事故等が発生した場合には大きな被害となる公共交通機関等の一層の安全を確保するため、保安監査の充実・強化を図るとともに、事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、東北運輸局がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を充実強化するものとする。

さらに、事業者は、多くの利用者を安全に目的地に運ぶ重要な機能を担っていることに鑑み、運転者等の健康管理を含む安全対策に一層取り組む必要がある。

また、運輸安全マネジメント評価を通じて、事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図ることにより、防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた安全対策を講ずる。

## **7 新型コロナウイルス感染症対策等の推進**

新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響は、陸海空の交通に及び、様々な課題や制約が生じているほか、県民のライフスタイルや交通行動への影響も認められる。

これに伴う、交通事故発生状況や事故防止対策への影響を注視し、必要な対策を講ずる。

## 第1章 道路交通の安全

### 1 道路交通事故のない社会を目指して

- 人命尊重の理念



### 2 道路交通の安全についての目標

令和7年までに、

- ① 24時間死者数を44人以下にする。  
(30日以内死者数についても同様に減少させる。)
- ② 重傷者数を510人以下にする。  
(併せて、死傷者数も5,300人以下にすることを旨す。)



### 3 道路交通の安全についての対策

#### <6つの視点>

- ① 高齢者及び子供の安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保
- ③ 生活道路における安全確保
- ④ 先端技術の活用推進
- ⑤ 交通事故実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進



#### <8つの柱>

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救急・救助活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

## 第1節 道路交通事故のない社会を目指して（基本的考え方）

### 1 道路交通事故のない社会を目指して

我々は、人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会を目指すべきである。

近年、未就学児を始めとする子供が関係する交通事故や高齢運転者による交通事故がクローズアップされている。高齢化の進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が強く要請される中、時代のニーズに応える交通安全の取組が一層求められている。

県内では、高齢者人口の増加等に伴い、交通事故に占める高齢者事故の割合が高くなっており、また、原因別では、漫然（ぼんやり）運転、安全不確認、脇見運転、運転操作不適といった安全運転義務違反に起因する死亡事故が多い。

このような状況において、今後、本計画で定める道路交通安全について新たな目標を達成し、安全な道路交通を実現していくためには、これまでの対策を深化させ、様々なきめ細かな対策を着実に推進していくことが必要である。

また、生活面や環境面などあらゆる観点を踏まえた総合的な交通安全対策を推進することにより、交通事故が起きにくい環境を作っていくことも重要である。

交通安全対策の推進に当たっては、道路上における危険性は、道路以外における危険性に比べ高いことや、道路交通事故による経済的損失が多大であることも念頭に置きつつ、全ての県民一人一人の「交通ルールへの遵守」が交通安全の基本であることに留意し、啓発の方法等の工夫と強化を図り、より一層交通安全対策を充実していくことが必要である。

### 2 地域の実情を踏まえた施策の推進

交通安全に関しては、様々な施策メニューがあるところであるが、地域の実情を踏まえた上で、その地域に最も効果的な施策の組合せを、各主体が実施すべきである。

特に、生活道路における交通安全対策については、総合的なまちづくりの中で実現していくことが有効であるが、このようなまちづくりの視点に立った交通安全対策の推進に当たっては、住民に一番身近な市町村や警察署の役割が極めて大きい。

また、地域の安全性を総合的に高めていくためには、交通安全対策を防犯や防災と併せて一体的に推進していくことが有効かつ重要である。

さらに、東日本大震災の被災地については、まちづくりに併せて計画的かつ積極的に交通安全対策を推進する。

### 3 役割分担と連携強化

行政のほか、学校、家庭、職場、団体、企業等それぞれが責任を持ちつつ役割分担しながらその連携を強化し、また、住民が、交通安全に関する各種活動に対して、その計画、実行、評価の各場面において様々な形で積極的に参加し、協働していくこと

が有効である。

#### **4 交通事故被害者等の参加・協働**

交通事故被害者等は、交通事故により家族を失い、傷害を負わされるなど交通事故の悲惨さを我が身をもって経験し、理解していることから、交通事故被害者等の参加や協働は重要である。なお、その際には、心のケアに十分配慮することが求められる。

## 第2節 道路交通の安全についての目標

### I 道路交通事故の現状と今後の見通し

#### 1 道路交通事故の現状

本県の交通事故による24時間以内の死者数は、昭和47年に295人であったが、昭和48年以降着実に減少し、昭和53年には147人とほぼ半減した。その後も、増減を繰り返しながらも全体として減少傾向が継続し、昭和60年は115人であった。

昭和61年以降、平成14年までは、おおむね横ばいで推移し、その間、平成4年は186人、平成6年及び8年にそれぞれ185人と高い水準となった。その後、平成15年から17年までは130人台となり、平成18年以降は、5年連続で減少している。

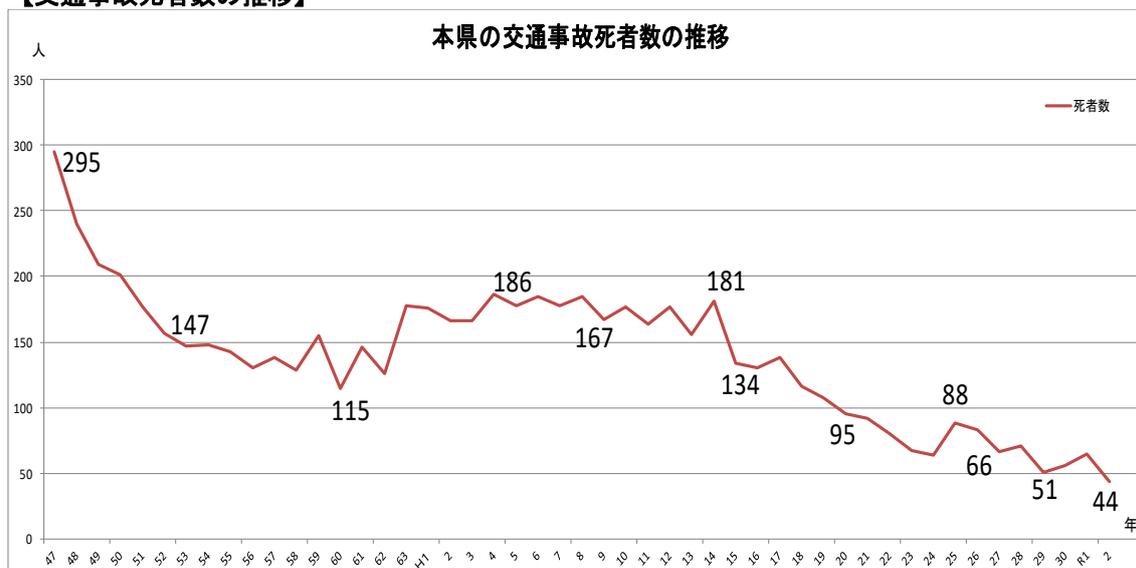
特に、平成20年には95人にまで減少し、第8次計画で掲げた24時間死者の抑止目標であった「97人以下」を2年前倒しで達成した。

さらに、減少傾向は継続し、平成29年には51人まで減少し、更に第10次計画の最終年である令和2年中の死者数は44人となり、令和2年までに24時間死者数を56人以下とするという抑止目標を大幅に下回った。

なお、近年、死傷者数と交通事故件数についても、平成16年の18,128人、14,081件をピークに減少が続いており、平成27年には死傷者数が10,979人となり、第9次計画の目標を達成した。更に令和2年には死傷者数が5,527人となり、第10次計画の目標9,700人以下を4年連続で達成しているものの、依然として毎日のように交通事故が発生している。

近年の交通死亡事故の発生状況をみると、65歳以上の高齢者の死者数は減少傾向であるものの、令和2年は全死者数の約5割を占める等、高齢者の死者数が全死者数に占める割合が高くなっており、また、高齢運転者による事故件数の全事故に占める割合が高いことから、今後も一層の高齢者対策が必要な状況となっている。

#### 【交通事故死者数の推移】



## 【交通事故発生状況】

過去10年間の県内交通事故発生状況

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
発生件数	9,899	10,409	9,851	9,142	8,624	7,988	7,491	6,815	5,675	4,487
死者数	67	64	88	83	66	71	51	56	65	44
傷者数	12,696	13,322	12,651	11,703	10,913	10,057	9,353	8,509	6,941	5,483
死傷者数	12,763	13,386	12,739	11,786	10,979	10,128	9,404	8,565	7,006	5,527
重傷者数	745	789	717	668	682	631	699	618	611	483

## 2 道路交通事故の見通し

道路交通を取り巻く状況は、経済社会情勢の動向、震災復興の進展、いわゆる「団塊の世代」の高齢化による高齢者人口の急増等に伴い今後複雑に変化すると見込まれ、特に新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響が、様々な課題や制約を生じさせ、県民のライフスタイルや交通行動への影響を及ぼすことが予想される。

将来の交通事故の状況については、正確には見極め難いところであるが、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加、中でも高齢者の運転免許保有者の増加は、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられる。

## II 交通安全計画における目標

令和7年までに、

① 24時間死者数を44人以下にする。

(30日以内死者数についても同様に減少させる。)

② 重傷者数を510人以下にする。

(併せて、死傷者数も5,300人以下にすることを目指す。)

交通事故のない社会を達成することが究極の目標であるが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えられることから、本計画の計画期間である令和7年までに、年間の24時間死者数を44人以下にすることを目標とする。30日以内死者数についても、24時間死者数と同様に減少を目指すものとする。

また、本計画における最優先の目標は死者数の減少であるが、重傷者が発生する事故防止の取り組みが、死者数の減少にもつながることから、本計画においては、命に関わり優先度が高い重傷者に関する目標を設定するものである。

さらに、先端技術や救急医療の発展等により交通事故の被害が軽減し、従来であれば死亡事故に至るような場合であっても、重傷に留まる事故も少なくない。このため、日常生活に影響の残るような重傷事故を減らすことにも着目し、令和7年までに年間の重傷者数を510人以下にすることを目標とする。

(参考)

第11次交通安全基本計画（国）の抑止目標値

- 24時間交通事故死者数 2,000人以下
- 30日以内死者数 2,400人以下
- 交通事故重傷者数 22,000人以下

併せて、事故総数や死傷者数の減少にも一層積極的に取り組み、死傷者数も5,300人以下にすることを目指すものとする。

さらに、歩行中及び自転車乗用中の死者数についても、道路交通事故死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指すものとする。

そのため、県・市町村を始めとする関係行政機関及び関係団体は、県民の理解と協力の下、第3節に掲げる諸施策を総合的かつ強力で推進するものとする。

### 第3節 道路交通の安全についての対策

#### I 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年、交通事故の発生件数及び交通事故による死傷者数が減少しており、これまでの交通安全計画に基づき実施されてきた対策には一定の効果があつたものと考えられる。

一方で、交通事故死者数の減少幅は減少傾向にあり、安全不確認、脇見運転、動静不注視等の安全運転義務違反に起因する死亡事故が依然として多い。また、スマートフォン等の普及に伴い歩行中や自転車乗車中の操作による危険性も指摘されている。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応し、また、実際に発生した交通事故に関する情報の収集・分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進する。

対策の実施に当たっては、可能な限りEBPM<sup>※</sup>を推進し、効果を検証し、必要に応じて改善していくことが重要である。

このような観点から、①道路交通環境の整備、②交通安全思想の普及、③安全運転の確保、④車両の安全性の確保、⑤道路交通秩序の維持、⑥救助・救急活動の充実、⑦被害者支援の充実と推進、⑧研究開発及び調査研究の充実といった8つの柱により、交通安全対策を実施する。

その際、次のように対策に係る視点を明確にした上で対策を講じる必要がある。

※【EBPM】Evidence Based Policy Making

政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

#### 1 高齢者及び子供の安全確保

本県においては、交通事故死者に占める高齢者の割合が高いこと、今後も高齢化は急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全にかつ安心して外出し移動することができる交通社会の形成が必要である。

高齢者については、主として歩行者及び自転車等を交通手段として利用する場合の対策とともに、自動車を運転する場合の安全運転を支える対策を推進する。さらに、運転免許返納後の高齢者の移動を伴う日常生活を支える対策とも連携を深める。

- 高齢者が歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合は、歩道の整備や生活道路の対策、高齢者の特性を踏まえた交通安全教育や見守り活動などのほか、多様なモビリティの安全な利用を図るための対策、地域の状況に適した自動運転サービス等の活用なども重要と考えられる。

また、年齢等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を設計するとの考え方に基づき、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要である。

- 高齢者が運転する場合の安全運転を支える対策については、身体機能の衰え等を補う技術の活用・普及を一層積極的に進める必要がある。また、運転支援機能の過信・誤解による事故が多発しており、運転支援機能を始めとする技術とその限界、技術の進展の状況について、交通安全教育等を通じて幅広く情報提供していく必要がある。
- 加えて、高齢運転者への対策を行う道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）が令和4年6月までに施行されることとなっており、適正かつ円滑な施行に向けて準備をすすめるとともに、施行後の取組を充実させていく必要がある。

子供の交通事故死者数は減少してきているが、次代を担う子供の安全を確保する観点から、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路や通学路等の子供が移動する経路において、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備等、安全・安心な歩行空間の整備を積極的に推進する必要がある。

## 2 歩行者及び自転車の安全確保

本県では、全体の交通事故死者数に占める歩行者の割合は3割を超え、特に、65歳以上の高齢者の交通死亡事故では歩行中の死亡の割合が約半数を占めている。

歩行者が渡ろうとしている横断歩道において自動車が一時停止しない場合等があり、交通ルールの遵守と歩行者優先の徹底は不十分な状況にある。

まずは、横断歩行者が関係する交通事故を減少させるため、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、運転者の遵法意識の向上を図る。

また、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道の整備等による歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る対策を推進していく必要がある。

一方、歩行者に対しては、横断歩道を渡ることや、信号機のあるところでは、その信号に従うことなどの交通ルールの周知を図るとともに、自動車等が近づいていないことや止まってくれたときに、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付けること等、歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育等を推進する。

自転車については、自動車等に衝突された場合には直接的に被害者となる反面、歩行者等と衝突した場合には加害者となるため、全ての年齢層のヘルメット着用と自転車の点検整備、損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。

自転車の安全利用を促進するためには、車線や歩道の幅員の見直し等により、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された、安全で快適な自転車の通行空間の確保を積極的に進める必要があり、特に、都市部において自転車の通行空

間の確保を進めるに当たっては、自転車交通の在り方や多様なモード間の分担の在り方を含め、まちづくり等の観点にも配慮する必要がある。

県内における自転車事故の死傷者のうち4割以上に違反があり、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことから、特に注意しなければならない場所（歩道、交差点、横断歩道）における、歩行者の通行を妨げない、信号・道路標識に従って通行するなど、安全意識の向上を図る一層具体的な交通安全教育等の充実を図るほか、街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。

さらに、駅前や繁華街の歩道上などにおいて、放置自転車が問題となっている場合には、関係機関や地域住民と連携した自転車駐車場の整備等放置自転車対策を進める必要がある。

加えて、通勤・通学や配達目的の自転車利用者による交通事故防止についての指導啓発等の対策や、駆動補助機付自転車や電動車椅子等多様なモビリティの普及に伴う事故の防止についての広報啓発等の対策を推進する。

### 3 生活道路における安全確保

地域住民の日常生活に利用される生活道路においては、子供、高齢者、障害者を含む全ての歩行者や自転車が安全で安心して通行できる環境を確保し、交通事故を減少させていかななければならない。

このため、地域における道路交通事情等を十分に踏まえ、生活道路を対象として、引き続き、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備促進（ゾーン30<sup>※</sup>の設定やハンプ<sup>※</sup>等）、可搬式速度違反自動取締装置等による適切な交通指導取締りの実施、安全な走行方法の普及等の対策を講じるとともに、幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを抑制するための幹線道路における交通安全対策及び交通の円滑化を推進するなど、生活道路における交通の安全を確保するための総合的な対策を一層推進する必要がある。

また、各種対策を実施していく上で、対策の検討や関係者間での合意形成において中心的な役割を果たす人材の育成も重要な課題となる。

#### ※【ゾーン30】

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道とする行為の抑制等を図る生活道路対策。

#### ※【ハンプ】

通過する自動車のスピードを抑えるために、道路の車道部分を盛り上げて舗装した部分。また、路面に物理的な凸凹をつけず、舗装の色や素材を変えて、運転者の注意を引いて心理的な効果を狙う施設を「イメージハンプ」という。

#### 4 先端技術の活用推進

運転者の不注意による事故や、高齢運転者の身体機能の低下に伴う交通事故への対策として、運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステム（サポカーS等）の更なる普及、車車間通信、レベル3以上の自動運転の実用化など先端技術の活用を推進する。また、交通事故が発生した場合にいち早く救助・救急を行えるシステム（FAST<sup>※</sup>）の整備拡大など、技術発展を踏まえたシステムを導入推進していく。

※【FAST Emergency Vehicle Systems（現場急行支援システム）】

緊急車両の通行を感知した時点で信号機の優先制御を行い、救急車の患者搬送時間を短縮するほか、救急車やパトカーの現場への到着時間短縮を図るとともに、緊急走行に起因する交通事故を防止するシステム。

#### 5 交通事故実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

これまで、総合的な交通安全対策の実施により交通事故が大幅に減少してきたところであるが、安全運転義務違反等の緊張感の欠如に起因する死亡事故が依然として多いことから、これまでの諸対策に加えて、ETC2.0<sup>※</sup>から得られたビッグデータ<sup>※</sup>等の、発生地域、時間帯、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、従来の対策では抑止困難であった事故について、よりきめ細やかな対策を効果的かつ効率的に実施する取組を推進していくことにより、更なる交通事故の減少を図る必要がある。

※【ETC2.0】

今までの自動料金支払いの他、多様なサービスを可能とする新しいシステム。通信スポットと走行車両が、双方向で情報通信を行うことにより、渋滞情報や経路別の料金を踏まえた「最適なルート選択サービス」や安全運転支援などが受けられる。

※【ビッグデータ】

インターネットをはじめとする各種の情報システム上に蓄積される膨大な量のデジタルデータ。

#### 6 地域が一体となった交通安全対策の推進

交通事故の分析結果に基づいた対策を実施していくため、インターネット等を通じた交通事故情報の提供に努めるなど、県民が交通安全対策に関心を持ち、当該地域における安全・安心な社会の形成に、自らの問題として積極的に参加するよう、県民の交通安全意識を醸成していく。

また、安全な交通環境の実現のためには、運転者、歩行者等の意識や行動を周囲・側面からサポートしていく社会システムを、市町村等それぞれの地域における交通情勢を踏まえ、行政、関係団体、県民等との協働により、地域に根ざした交通安全の課題の解決に取り組んでいく。

さらに、交通ボランティアを始め地域における交通安全活動を支える人材の高齢化が進んでいることから、若者を含む地域住民が、交通安全対策について自らの問題として関心を高め、当該地域における安全安心な交通社会の形成に向けて、交通安全活動に積極的に参加するよう促す。

各市町村が独自に取り組んでいる効果的な交通安全対策については、他の地域における交通安全対策の参考となるよう、条例の制定状況等を含め、積極的な情報発信を図っていく。

## II 講じようとする施策

### 1 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、これまでも公安委員会や道路管理者等の関係機関が連携し、幹線道路と生活道路の両面で対策を推進してきたところであり、一定の事故抑止効果が現れている。

しかしながら、本県においては、全死傷事故件数の4割以上、全死者数の約3割以上が市町村道路において発生しているほか、歩行者や自転車が多く通行する生活道路における割合が増加傾向にあり、歩行中死者は全死者数の約3割を占めている。

このような状況から、引き続き幹線道路における安全対策を推進する一方で、生活道路における安全対策をより一層推進することが必要であり、今後の道路交通環境の整備を考えるに当たっては、自動車交通を担う幹線道路等と歩行者中心の生活道路の機能分化を進め、身近な生活道路の安全の推進に取り組むこととする。

また、少子高齢化が一層進展する中で、子供を事故から守り、高齢者や障害者が安全にかつ安心して外出できる社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。

そのほか、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を図る交通需要マネジメント（TDM）施策を総合的に推進するとともに、最先端のICT等を用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS）<sup>※</sup>の開発・普及等を推進する。

#### ※【高度道路交通システム（ITS）】

道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路を車両との一体のシステムとして構築する新しい道路交通システム。

## (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

これまで一定の成果を上げてきた交通安全対策は、主として「車中心」の対策であり、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策は依然として十分とは言えず、生活道路への通過交通の流入等も依然として深刻な課題となっている。

このため、地域の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備するなど、「人」の視点に立った交通安全対策を推進していく必要がある。特に、交通の安全を確保する必要がある道路において、歩道等の交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等きめ細かな事故防止対策を実施することにより車両の速度抑制や、自動車、自転車、歩行者等が分離された安全な道路交通環境を形成する。

### ア 生活道路における交通安全対策の推進

科学的データや、地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、国の地方機関、自治体、地域住民等が連携し、徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

県公安委員会においては、交通規制、交通管制及び交通指導取締りの融合に配慮した施策を推進する。生活道路については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、「ゾーン30」の整備を推進するとともに、通行禁止等の交通規制を実施するほか、高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策や外周幹線道路を中心に信号機の改良、光ビーコン<sup>\*</sup>・交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施する。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、視覚障害者や高齢者等の安全な交差点横断を支援する歩行者等支援情報通信システム（高度化PICS）、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間機能付き歩行者用灯器、歩行者等と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等の整備を推進する。

さらに、道路幅員が狭くガードレール等もない生活道路でも活用できる可搬式速度違反自動取締装置等の運用を図り、適切な取締りを推進する。

道路管理者においては、歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプやクランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成す

るゾーン対策，外周幹線道路の交通を円滑化するための交差点改良やエリア進入部におけるハンプや狭さく<sup>※</sup>の設置等によるエリア内への通過車両の抑制対策を実施する。

また，道路標識の高輝度化・大型化・可変化・自発光化，標示板の共架，設置場所の統合・改善，道路標示の高輝度化等（以下「道路標識の高輝度化等」という。）を行い，見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進する。

さらに，ビックデータの活用により潜在的な危険箇所の解消を進めるほか，交通事故の多いエリアでは，国の地方機関，自治体，地域住民等が連携して効果的・効率的に対策を実施する。

※【光ビーコン】

通過車両を感知して交通量等を測定するとともに，車載装置と交通管制センターの間のやり取りを媒介する路上設置型の赤外線通信装置。

※【狭さく】

交差点の内側，又は，交差点の入り口，出口を狭くすることによって，走行速度を低減するための施設。

## イ 通学路等の歩道整備等の推進

通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため，「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに，道路交通実態に応じ，警察，教育委員会，学校，保育所等の対象施設，道路管理者等の関係機関が連携し，ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

高校，中学校に通う生徒，小学校，幼稚園，保育所及び児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため，通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに，ハンプや狭さく等の設置，路肩のカラー舗装，防護柵・ライジングボラード<sup>※</sup>等の設置，自転車道・自転車通行帯・自転車の通行位置を示した道路等の整備，押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備，立体横断施設の整備，横断歩道等の拡充等の対策を推進する。

※【ライジングボラード】

最新のボラード：動力により自動的に昇降し，必要に応じて自動車の通行を許可したり遮断したりする。

【ボラード】

車両の進入を規制したり，車両の進行方向を誘導したりする目的で設置される地面から突き出した杭（進入を規制する目的では車止めと呼ばれる）。

## ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

- 高齢者や障害者等を含め全ての人が安全で安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

このほか、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、音響式信号機や歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン<sup>※</sup>、昇降装置付立体横断施設、歩行者用休憩施設、自転車駐輪場、障害者用の駐車枠等を有する自動車駐車場等の整備を推進する。あわせて、高齢者、障害者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化、視覚障害者誘導用ブロックの高度化等を推進する。

特に、Bluetoothを活用し、スマートフォン等に対して歩行者用信号情報を送信するとともに、スマートフォン等の操作により青信号時間の延長を可能とする歩行者等支援情報通信システム（高度化PICS）の整備を推進し、高齢者、障害者等の安全な移動を支援する。

### ※【エスコートゾーン】

道路を横断する視覚障害者の安全性と利便性を向上させるため、横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列(点字ブロック等)。

また、駅前等の交通結節点において、エレベーター等の設置、スロープ化や建築物との直結化が図られた立体横断施設、交通広場等の整備を推進し、歩きたくなるような安全で快適な歩行空間を積極的に確保する。

特に、バリアフリー法に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を連続的・面的に整備しネットワーク化を図る。

さらに、視覚障害者誘導用ブロック、歩行者用の案内標識、バリアフリーマップ等により、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内する。

- 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化するとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町村と連携を図りつつ積極的な取締りを推進する。

## エ バス停留所における安全対策

バス停留所利用者の安全性を確保するため、潜在的な危険箇所を抽出し、

公安委員会や道路管理者，バス事業者が連携して，バス停留所における安全対策を図る。

## (2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化

高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で，全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり，高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し，道路の適切な機能分化を推進する。

特に，高規格幹線道路等，事故率の低い道路利用を促進するとともに，生活道路においては，車両速度の抑制や通過交通を排除し，歩行者，自転車中心の道路交通を形成する。

## (3) 幹線道路における交通安全対策の推進

幹線道路における交通安全については，事故危険箇所を含め死傷事故率の高い区間や，地域の交通安全の実績を踏まえた区間を優先的に選定し，対策立案段階では，これまで蓄積してきた対策効果データにより対策の有効性を確認した上で，次の対策に反映させる「成果を上げるマネジメント」を推進するとともに，急ブレーキデータ等のビッグデータを活用した潜在的危険箇所の対策など，きめ細かく効率的な事故対策を推進する。

また，高規格幹線道路から生活道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに，他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。さらに，一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路の利用促進を図る。

### ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって，効果を科学的に検証しつつ，マネジメントサイクルを適用することにより，効率的・効果的な実施に努め，少ない予算で最大の効果を得られるよう，次の手順により「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。

- 国道・県道における死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ，死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等，事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考にしながら選定する。
- 地域住民に対し，事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに，事故データにより，発生の多い事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で，今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ，事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。
- 対策完了後は，対策の効果を分析・評価し，必要に応じて追加対策を行うなど，評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。

### イ 事故危険箇所対策の推進

特に，事故多発区間やビッグデータの活用により潜在的な危険区間を事故危険箇所として指定し，公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事

故抑止対策を実施する。事故危険箇所においては、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標の設置、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等の対策を推進する。

## ウ 幹線道路における交通規制

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図る。

また、新規供用の高速自動車国道等については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施するとともに、既供用の高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。特に、交通事故多発区間においては、大型貨物自動車等の通行区分規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制、速度規制等の必要な安全対策を推進するとともに、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合は、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、事故の防止を図る。

## エ 重大事故の再発防止

社会的影響の大きい重大事故が発生した際には、速やかに事故要因を調査検証し、再発防止を図る。

## オ 適切に機能分担された道路網の整備

- 高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。
- 一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格幹線道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。
- 通過交通の排除と交通の効果的な分散により、安全で円滑な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。
- 幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、ハンプ・狭さく等に

よる車両速度及び通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。

- 県民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境の整備を推進する。

#### カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

- 安全で円滑な自動車交通を確保するため、事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき箇所について、発生時間帯、天候、交通流量及び事故形態について詳細な分析を行い、これに基づき中央分離帯強化型防護柵、自発光式視線誘導標、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を重点的に実施するとともに、道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するためワイヤーロープの設置等を推進する。

また、車両の逆走事案、歩行者及び自転車等の立入り事案等を防止するための標識や路面表示、注意看板等の整備促進や渋滞区間における追突事故防止を図るため、臨時情報板を含む情報板を効果的に活用するほか、後尾警戒車等により渋滞最後尾付近の警戒を行うなど、総合的な事故防止対策を推進する。

さらに、事故発生後の救助・救急活動を支援する緊急車退出路の整備等も併せて実施するとともに、高速自動車国道におけるヘリコプターによる救助・救急活動を支援する。

- 過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車走行に資するより良い走行環境の確保を図るため、付加車線の整備やインターチェンジの改良、事故や故障による停車車両の早期撤去等による渋滞対策、休憩施設の混雑解消等を推進する。
- 道路利用者の多様なニーズに応え、道路利用者へ適切な道路交通情報等を提供する道路交通情報通信システム（VICS<sup>※</sup>）及びETC2.0等の整備・拡充を図るとともに、渋滞の解消及び利用者サービスの向上を図るため、情報通信技術を活用して即時に道路交通情報提供を行う利用者サービスの向上等を推進する。
- 重大事故につながる可能性の高い高速道路での逆走事故を防止するため、これまでの対策拡充に加え、産学官が連携して、効果的な対策を検討、導入していく。

※【VICS】Vehicle Information and Communication Systemsの略

光ビーコン等を通じてカーナビゲーション装置に対して交通情報を提供するシステム。

## キ 道路改良等による交通事故防止対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改良等による交通事故防止対策を推進する。

- 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、幹線道路の整備と併せた生活道路におけるハンプや狭さくの設置等による生活道路対策エリア内への通過車両の抑制対策、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車通行帯、自転車の通行位置を示した道路整備等、道路交通の安全に寄与する道路の改良を推進する。
- 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化、立体交差化等を推進する。  
また、進入速度の低下等による交通事故の防止や被害の軽減、信号機が不要になることによる待ち時間の減少等の効果が見込まれる環状交差点について、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進する。
- 道路の機能と沿道の土地利用を含めた道路の利用実態との調和を図ることが交通の安全の確保に資することから、交通流の実態を踏まえつつ、沿道からのアクセスを考慮した副道等の整備、植樹帯の設置、路上駐停車対策等を推進する。
- 商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道、自転車通行帯等の整備を推進する。
- 交通混雑が著しい都市部、鉄道駅周辺等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、地区周辺の幹線道路、ペDESTリアンデッキ、交通広場等の総合的な整備を図る。
- 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史的みちすじ等の整備を体系的に推進する。

## ク 交通安全施設等の高度化

- 交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進する。
- 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするとともに、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を

推進する。また、見通しの悪いカーブで、対向車が接近してくることを知らせる対向車接近システムの整備を推進する。

#### **(4) 交通安全施設等整備事業の推進**

社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき定められている社会資本整備重点計画に則して、公安委員会及び道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、次の方針により重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。

##### **ア 交通安全施設等の戦略的維持管理**

整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、平成25年に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に則して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。

特に、横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由によりその効果が損なわれないよう効果的かつ適切な管理を行う。

##### **イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進**

生活道路において人優先の考えの下、「ゾーン30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行区間の確保を図る。

また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

##### **ウ 幹線道路対策の推進**

幹線道路では、交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故多発区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交差点改良、信号機改良等の対策を実施する。

##### **エ 交通円滑化対策の推進**

交通安全に資するため、交差点の立体化、信号機の改良、開かずの踏切の解消等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進するとともに、自動車からの二酸化炭素排出の抑止を推進する。

##### **オ ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現**

交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡

大を始め交通管制システムの充実・改良を図る。

具体的には、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を図るほか、最先端の情報通信技術等を用いて、光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの改良等により新交通管理システム（UTMS<sup>※</sup>）を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充や自動運転技術の実用化に資する交通環境の構築等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図る。

※【UTMS】Universal Traffic Management Systems の略

光ビーコンを通じて個々の車両との双方向通信により、ドライバーに対してリアルタイムの交通情報を提供するとともに、旅客移動や物流の効率化を含めた交通の流れを積極的に管理することにより、「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指すシステム。

## カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識BOX」及び「信号機BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。

## キ 連絡会議等の活用

県警察と道路管理者が設置している「宮城県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

## (5) 高齢者等の移動手段の確保充実

令和2年11月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）等の一部改正により、高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、地方公共団体が中心となって地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を策定した上で、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。

高齢者等の事故防止や移動手段の確保に資する、地域の自動運転サービスの社会実装を推進する。

また、公共交通等による移動の利便性を向上させる新たなモビリティサービスであるMaaS<sup>※</sup>について、普及に必要な基盤づくりの支援を行うことで、高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保・充実を図る。

※【MaaS】Mobility as a Service の略

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通機関やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

## **(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化**

高齢者や障害者等を含めて全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ道路において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。また、バリアフリー化を始めとする安全・安心な歩行空間を整備する。

## **(7) 無電柱化の推進**

歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を県や地域で策定し、道路の新設、拡幅等を行う際に同時整備を推進するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コストの導入によるコスト縮減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保や電柱・電線の占用制限などの取組により、本格的な無電柱化を推進する。

## **(8) 効果的な交通規制の推進**

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。

駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。

信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押しボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。

さらに、公安委員会が行う交通規制の情報についてデータベース化を推進し、効果的な交通規制を行う。

## **(9) 自転車利用環境の総合的整備**

### **ア 安全で快適な自転車利用環境の整備**

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にし、交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を

講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を図る必要がある。

このことから、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）により定められる自転車活用推進計画に基づき、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の周知を図るとともに技術的助言等を実施し、当該計画及びガイドラインに基づく、自転車ネットワーク計画を「自転車活用推進計画」の策定や歩行者と自転車が分離された車道通行を基本とする自転車通行空間の整備等により、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進する。

また、自転車通行の安全性を向上させるため、普通自転車専用通行帯の交通規制を実施した区間や自転車と自動車を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。あわせて、普通自転車専用通行帯をふさぐなど悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車車両に対する取締りを積極的に実施する。

各地域において道路管理者や警察が自転車ネットワークの作成や道路空間の整備、通行ルールの徹底を進められるよう「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月、国土交通省、警察庁）の周知を図り、さらに、自転車を共同で利用するシェアサイクルなどの自転車利用促進策や、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。

#### **イ 自転車等の駐車対策の推進**

自転車等の駐車対策については、自転車等駐車対策協議会の設置、総合計画の策定を促進するとともに、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に利用状況に応じた路外・路上の自転車駐車場等の整備を推進する。

また、大量の自転車等の駐車需要を生じさせる施設について自転車駐車場等の設置を義務付ける条例の制定の促進を図る。

さらに、自転車駐車場等の整備を促進するとともに、自転車駐車場等を整備する民間事業者を支援することで、更なる自転車等の駐車対策を図る。

鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、県・市町村、道路管理者、県警察、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

特に、バリアフリー法に基づき、市町村が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動の円滑化に資するため、関係機関・団体が連携した広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。

#### **(10) 高度道路交通システムの活用**

道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に、最先端

の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムである「高度道路交通システム」（ITS）を引き続き推進する。

#### **ア 道路交通情報通信システムの整備**

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。

また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ETC2.0等のインフラの整備を推進するとともに、インフラから提供される情報を補完するため、リアルタイムの自動車走行履歴（プローブ）情報等の広範な道路交通情報を集約・配信する。

#### **イ 新交通管理システムの推進**

最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコンの機能を活用してUTMSの開発・整備を行うことによりITSを推進し、安全・円滑かつ快適で環境負荷の低い交通社会の実現を目指す。

#### **ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進**

ITSの高度化により交通の安全を高めるため、自動車単体では対応できない事故への対策として、路車間通信、車車間通信、歩車間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けて、産学官が連携し研究開発を行う。

また、運転者に信号交差点への到着時における信号灯色等に関する情報を事前に提供することで、ゆとりある運転を促す信号情報活用運転支援システム（TSPS）を始めとするUTMS（新交通管理システム）の整備を行いITSを推進する。

#### **エ ETC2.0の展開**

ETCの通信技術をベースとしたETC2.0サービスの普及・促進を官民一体となって展開していく。ETC2.0対応カーナビ及びETC2.0車載器により、ETCに加え、事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報や、渋滞回避支援、安全運転支援、災害時の支援といった情報を提供する。また、収集した速度データや利用経路・時間データなど、多種多様できめ細かいビックデータを活用し、渋滞と事故を減らす賢い料金など、道路を賢く使う取組を推進する。

#### **オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進**

環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業においてITS技術を活用し、公共交通機関の利用促進を進める。具体的には、公共車両優先システム（PTPS<sup>※</sup>）の整備を推進する。

※【PTPS】Public Transportation Priority Systems の略

バス等の大量公共交通機関を優先的に走行させる信号制御等を行い、定時走行と利便性の向上を図るシステム。

## (11) 交通需要マネジメントの推進

依然として厳しい道路交通渋滞を緩和し、道路交通の円滑化を図ることによる交通安全の推進に資するため、広報・啓発活動を積極的に行うなど、TDMの定着・推進を図る。具体的には、バイパス・環状道路の整備や交差点の改良等の交通容量の拡大策、交通管制の高度化等に加えて、パークアンドライドの推進、情報提供の充実、時差出勤・通学、フレックスタイム制の導入等により、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的・空間的平準化を推進する。

交通の円滑化等に係る施策については、平成25年12月に公布・施行された交通政策基本法（平成25年法律第92号）及び平成27年2月に閣議決定された交通政策基本計画に則して、国、県・市町村、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が相互に連携を図りながら協力し、総合的かつ計画的に推進する。

### ア 公共交通機関利用の促進

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）等の一部改正法により、地域における移動ニーズに対し、地方公共団体が中心となって地域のマスタープラン（地域公共交通計画）の策定を推進し、公共交通サービスの改善を進めるなど、公共交通機関利用の促進を図る。

具体的には、道路交通混雑が著しい一部の道路について、バス専用・優先レーンの設定、ハイグレードバス停やPTPSの整備、パークアンドバスライドやコミュニティバスの導入等バスの利用促進を図るための施策を推進する。

また、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進し、公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。

さらに、新たなモビリティサービスであるMa a Sについて、地域課題の解決に資するMa a Sのモデル構築や普及に必要な基盤づくりへの支援を行うことで普及を図り、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を進める。

また、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、鉄道駅・バス停までのアクセス確保のために、パークアンドライド駐車場、自転車道、自転車通行帯、自転車の通

行位置を示した道路，駅前広場等の整備を促進し，交通結節機能を強化する。

#### **イ 自動車利用の効率化**

効率的な貨物自動車利用等を促進するため，共同輸配送による貨物自動車の積載効率向上や，置き配や宅配ボックスの活用による宅配便の再配達削減に資する取組等による物流効率化等の推進を図る。

### **(12) 災害に備えた道路交通環境の整備**

#### **ア 災害に備えた道路の整備**

地震，豪雨，豪雪，津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため，緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。

また，豪雨・豪雪時等においても，安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため，道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

津波に対しては，津波による人的被害を最小化するため，道路利用者への早期情報提供，迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため，津波浸水域を回避する高規格幹線道路等の整備を推進する。

また，地震・津波等の災害発生時に避難所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。

#### **イ 災害に強い交通安全施設等の整備**

地震，豪雨，豪雪，津波等による災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため，交通管制センター，交通監視カメラ，車両感知器，交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに，通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資機材の整備を推進する。あわせて，災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備を推進する。

また，オンライン接続により県警察の交通管制センターから詳細な交通情報をリアルタイムで警察庁に収集し，広域的な交通管理に活用する「広域交通管制システム」の的確な運用を推進する。

#### **ウ 災害発生時における交通規制**

災害発生時においては，被災地域への車両の流入抑制を行うとともに，被害状況を把握した上で，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

あわせて，災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から，交通量

等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る。

## **エ 災害発生時における情報提供の充実**

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

また、災害発生時には、警察や道路管理者が保有するプローブ情報や民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ、災害時に交通情報を提供するための環境整備を推進する。

## **(13) 総合的な駐車対策の推進**

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、道路交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

### **ア きめ細かな駐車対策の推進**

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。

### **イ 違法駐車対策の推進**

○ 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進する。

また、道路交通環境等の状況を勘案した上で必要があると認められる場合は、取締り活動ガイドラインの見直し等を行い適切に対応する。

○ 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の利用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた利用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り、利用者責任を追及する。他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。

○ 繁華街等において、客待ちタクシー等の違法駐車による交通渋滞の悪化を防止するため、商店街、自治体等の関係機関が連携し、ボラードの設置等による車道の狭隘化、客待ちタクシーに関するルールづくり等のハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

### **ウ 駐車場等の整備**

路上における無秩序な駐車を抑制し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、駐車規制及び違法駐車取締りの推進と併せ、次の施策によ

り駐車場の整備と有効利用を推進する。

- 必要に応じて駐車場整備に関する調査を推進し、自動車交通が混雑する地区等において、駐車場整備地区の指定を促進するとともに、当該地区において計画的、総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備計画の策定を推進する。
- 大規模な建築物に対し駐車施設の整備を義務付ける附置義務条例が制定されていない自治体においては、附置義務条例の制定の促進等を行うとともに、民間駐車場の整備を促進する。  
また、都市機能の維持・増進を図るべき地区及び交通結節点等重点的に駐車場の整備を図るべき地域において、必要に応じて公共駐車場の整備を積極的に推進する。
- 既存駐車場の有効利用を図るため、駐車場案内システムの高度化を推進する。  
また、郊外部からの過剰な自動車流入を抑止し、都市部での交通の混雑を回避するため、市街地の周縁部（フリンジ）等に駐車場を配置するなど、パークアンドライド等の普及のための駐車場等の環境整備を推進する。
- 高速道路の休憩施設における駐車マス不足に対応するため、駐車マスの拡充や駐車場予約システムを導入するとともに、「道の駅」を活用した休憩サービスの拡充等高速道路外の休憩施設等の活用を推進する。

## **エ 違法駐車排除気運の醸成・高揚**

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車排除気運の醸成・高揚を図る。

## **オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進**

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路利用者や関係事業者等による自主的な取組の促進、自治体や道路管理者に対する路外駐車場及び共同荷捌きスペースや路上荷捌きスペース整備の働き掛け、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進する。

## **(14) 道路交通情報の充実**

安全で円滑な道路交通を確保するためには、運転者に対して正確できめ細かな道路交通情報を分かりやすく提供することが重要であり、高度化、多様化する道路交通情報に対する県民のニーズに対応し、適時・適切な情報を提供するため、ICT等を活用して、道路交通情報の充実を図る必要

がある。

#### **ア 情報収集・提供体制の充実**

多様化する道路利用者のニーズに応じて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制エリアの拡大等の交通管制システムの充実・高度化を図るほか、交通規制情報のデータベース化を推進する。

また、自動運転の実用化に資する交通環境の構築のため、交通情報収集・交通情報収集提供装置等の交通管制及び信号機の情報化に資する事業を推進する。

さらに、ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑を推進する。

#### **イ ITSを活用した道路交通情報の高度化**

ITSの一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやETC2.0の整備・拡充を積極的に図るとともに、ETC2.0対応カーナビ及びETC2.0車載器を活用し、ETCのほか渋滞回避支援や安全運転支援、災害時の支援に関する情報提供を行うETC2.0サービスを推進することにより、情報提供の高度化を図り、交通の分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

#### **ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進**

予測交通情報を提供する事業者の届出制、不正確又は不適切な予測交通情報の提供により道路における交通の危険や混雑を生じさせた事業者に対する是正勧告措置等を規定した道路交通法（昭和35年法律第105号）及び交通情報を提供する際に事業者が遵守すべき事項を定めた交通情報の提供に関する指針（平成14年国家公安委員会告示第12号）に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適正化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路交通情報の提供を促進する。

#### **エ 分かりやすい道路交通環境の確保**

時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識及び路側可変標識の整備並びに利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の整備を推進する。

また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置、案内標識の英語表記改善の推進等により、国際化の進展への対応に努める。

### **(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備**

## **ア 道路の使用及び占用の適正化等**

### **○ 道路の使用及び占用の適正化**

工作物の設置，工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては，道路の構造を保全し，安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに，許可条件の遵守，占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

### **○ 不法占用物件の排除等**

道路交通に支障を与える不法占用物件等については，実態把握とともに指導取締りによりその排除を行い，特に市街地については重点的に是正する。

さらに，道路上から不法占用物件等を一扫するためには，沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから，不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い，「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

なお，道路工事調整等を効果的に行うため，図面を基礎として，デジタル地図を活用し，データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの更なる充実化及び活用拡大を図る。

### **○ 道路の掘り返しの規制等**

道路の掘り返しを伴う占用工事については，無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため，施工時期や施工方法を調整する。

さらに，掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

## **イ 休憩施設等の整備の推進**

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して，「道の駅」等の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

## **ウ 子供の遊び場等の確保**

子供の遊び場の不足を解消し，路上遊戯等による交通事故の防止に資するとともに，都市における良好な生活環境づくり等を図るため，社会資本整備重点計画等に基づき，住区基幹公園，都市基幹公園等の整備を推進する。

さらに，公立の小学校，中学校及び高等学校の校庭及び体育施設，社会福祉施設の園庭等の開放の促進を図る。

## **エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限**

道路の構造を保全し，又は交通の危険を防止するため，道路の破損，欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には，道路法（昭和27年法律第180号）に基づき，迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

また，道路との関係において必要とされる車両の寸法，重量等の最高

限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、指導取締りを推進する。

#### **オ 地域に応じた安全の確保**

積雪寒冷特別地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として除雪優先区間の設定や早めの通行止めによる迅速な除雪の実施、凍結防止剤散布の実施、雪崩防止施設等を推進する。

さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

## **2 交通安全思想の普及**

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有している。交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けさせるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して県民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要である。

また、人優先の交通安全思想の下、子供、高齢者、障害者等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故を起こさない、遭わないという意識を育てることが重要である。

このため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う。特に、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発活動を強化する。

また、地域の見守り活動を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組む。さらに、自転車を使用する機会が多くなる小学校高学年から高校にかけての児童・生徒に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車安全利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させる。学校においては、学習指導要領等に基づく関連教科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動など、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に実施するよう努めるとともに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき策定することとなっている学校安全計画により、児童生徒等に対し、通学を含めた学校生活その他の日常生活における交通安全に関して、自転車の利用に係るものを含めた指導を実施する。障害のある児童生徒等に対しては、特別支援学校等において、その障害の特性を踏まえ、交通安全に関する指導に

配慮する。

交通安全教育・普及啓発活動を行うに当たっては、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に取り入れ、教材の充実を図りインターネットを活用した実施主体間の相互利用を促進するなどして、県民が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、必要な情報を分かりやすく提供することに努める。

特に、若者を中心とする層に対しては、交通安全に関する効果的な情報提供により交通安全意識の高揚を図るとともに、自らも主体的に交通安全の啓発活動等に取り組むことができる環境の整備に努める。

交通安全教育・普及啓発活動については、県、市町村、警察、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性を活かし、互いに連携をとりながら地域が一体となった活動が推進されるよう促す。特に、交通安全教育・普及啓発活動に当たる市町村職員や教職員の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進する。

また、地域が一体となった交通安全教育・普及啓発活動を効果的に推進するため、地域や家庭において、子供、父母、祖父母等の各世代が交通安全について話し合い、注意を呼び掛けるなど世代間交流の促進に努める。

さらに、交通安全教育・普及啓発活動の実施後には、効果を検証・評価し、より一層効果的な実施に努めるとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の意識が深まるよう努める。

併せて、在留外国人や訪日外国人の増加等も踏まえ、多様な文化的背景への寛容さを基本としつつ、交通ルールを的確に伝えるよう努める。

## **(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**

### **ア 幼児に対する交通安全教育の推進**

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、例えば、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

児童館及び児童遊園においては、遊びによる生活指導の一環として、交通安全に関する指導を推進する。関係機関・団体は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園、保育所及び認定こども園等において行われる交通

安全教育の支援を行うとともに、幼児の保護者が常に幼児の手本となって安全に道路を通行するなど、家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する交通安全講習会等の実施に努める。

また、交通ボランティアによる幼児に対する通園時の安全な行動の指導、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を推進する。

## **イ 小学生に対する交通安全教育の推進**

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、小学生が利用する実際の通学路を点検し、その実情に即した個別的な通学指導を実施する。

関係機関・団体等は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、小学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、小学生の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、小学生に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催する。

さらに、交通ボランティアによる通学路における小学生に対する安全な行動の指導、小学生の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

## **ウ 中学生に対する交通安全教育の推進**

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とする。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応

急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

特に、中学生は自転車を利用する機会が多くなり、行動範囲が格段に広がることから、参加・体験・実践型を中心とした自転車交通安全教室を積極的に開催し、自転車の安全利用に関する教育を充実・強化して、自転車利用時のルールやマナーの周知徹底を図るほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

## **エ 高校生に対する交通安全教育の推進**

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を具体的に習得させることが重要である。自転車安全利用条例や交通ルールの学習により、ルール遵守が事故を防ぐことや、危険の予測、加害者となった場合の損害賠償という概念等を理解させ、交通社会の一員として、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。特に、二輪車・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体やPTA等と連携しながら、通学等の理由により在学中に二輪車等を必要とする生徒がいることも考慮しつつ、安全運転に関する意識の向上及び実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

このため、自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。

## **オ 成人に対する交通安全教育の推進**

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転確保の観点から、

免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び技術、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者等の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、県公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。

自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努める。

また、自動車安全運転センター安全運転中央研修所等の研修施設において、高度な運転技術、指導方法等を身に付けた運転者教育指導者の育成を図るとともに、これらの交通安全教育を行う施設の整備を推進する。

さらに、社会人を対象とした学級・講座等において自転車の安全利用を含む交通安全教育の促進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。

大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車や二輪車・自動車の事故や利用の実態等に応じ、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育の充実に努める。

このほか、運転免許を取らない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない若者や成人が交通安全について学ぶ機会を設けるよう努める。

## **カ 高齢者に対する交通安全教育の推進**

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行することができるように必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、自治体は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発等、指導体制の充実に努めるとともに、各種教育教材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。また、関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等と連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとと

もに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。特に、運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域全体で確保されるように努める。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品やLED安全ライト等の着用促進にも努める。

また、高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習の内容の充実にも努めるほか、高齢者同士の相互啓発等により交通安全意識の向上を図るため、高齢者クラブ等における交通安全部会の設置、高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）の養成等を促進し、高齢者クラブ等が関係機関・団体と連携して、自主的な交通安全活動を展開し、地域・家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすよう努める。

電動車いすを利用する高齢者に対しては、電動車いすの製造メーカーで組織される団体等と連携して、購入時等における安全利用に向けた指導・助言を徹底するとともに、継続的な交通安全教育の促進に努める。

加えて、地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため、シルバーリーダー及び町内・自治会長、民生委員等を対象とした参加・体験・実践型の講習会を実施し、高齢者の安全運転に必要な知識の習得とその指導力の向上を図り、高齢者安全運転教育の継続的な推進役の養成に努める。

また、高齢者が交通安全運転サポート車等に搭載される先進安全技術を体験できる機会を設けるよう努める。

さらに、高齢化の一層の進展に的確に対応し、高齢者が安全に、かつ、安心して外出できる交通社会を形成するため、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、県民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めていくことや、地域の見守り活動を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組むよう努める。

## **キ 障害者に対する交通安全教育の推進**

障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、手話通訳員の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなど障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。

また、身近な場所における教育機会の提供、効果的な交通安全教育教材の開発等に努める。

さらに、自立歩行ができない障害者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障害者に付き添う者を対象とした講習会等を開催する。

## **ク 外国人に対する交通安全教育の推進**

外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、在留外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、企業等の雇用主等を通じ、外国人を対象とした講習会等への参加を促進する。また、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、多言語によるガイドブックやウェブサイト等各種広報媒体を活用するなど交通ルール周知活動を推進する。

## **(2) 効果的な交通安全教育の推進**

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダーやシミュレーター、VR等の機器の活用など、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進するように努める。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材を見直して、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

## **(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進**

### **ア 交通安全運動の推進**

県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図るため、宮城県交通安全対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の重点としては、歩行者、自転車、自動車運転者の交通事故防止、夕暮れや夜間の交通事故防止等、時節や交通情勢を反映した事項を設定するとともに、地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、必要に応じて各地域の運動の重点を定める。

交通安全運動の実施に当たっては、特に重要な交通ルールを具体的に啓発することに留意し、事前に、運動重点、実施計画などを広く県民に周知することにより、県民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、関係機関・団体が連携し、運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるよう促していく。

さらに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティア等の参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の

開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

## イ 横断歩行者の安全確保

信号機のない横断歩道での死亡事故は、自動車の横断歩道手前での減速や、横断歩行者がいる場合に一時停止をしないことなどが要因であるため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や、歩行者が横断歩道を横断し、又は横断しようとしているときは横断歩道の前で一時停止し、横断を妨げないという歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことといった交通ルールの周知を図る。さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全指導教育等を推進する。

## ウ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としての交通ルールを遵守し、歩行者に最大限配慮しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、自転車安全利用条例（令和2年7月13日宮城県条例第50号）、交通の方法に関する教則（国家公安委員会告示）、自転車安全利用五則<sup>※</sup>（平成19年7月10日中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）を活用して、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。特に、自転車の歩道通行時における歩行者の安全確保（歩行者と安全な間隔を空けてすぐに止まれるように徐行、通行を妨げたり接触するおそれがある時は、一時停止又は自転車を降りて通行する等）の交通ルールや、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態で乗車することの危険性についての周知・徹底を図る。

自転車は、配達や通勤・通学を始め、様々な目的で利用されているが、交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、信号機、一時停止標識が設けられている交差点では、信号や道路標識に従って通行する、見とおしが悪い交差点では標識等がなくても一時停止を行い安全確認をするなど道路交通法に則った交通安全教育等の充実を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合は、加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚と責任が求められることから、その点の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、万が一の交通事故に備え、自転車の整備と損害補償が一体となったTSマーク<sup>※</sup>の普及や損

害賠償保険等への加入を促進する。

※【自転車安全利用五則】

①自転車は、車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側を通行 ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認） ⑤ヘルメットを着用

※【TSマーク】

自転車安全整備店の自転車安全整備士が点検整備し、道路交通法に規定する普通自転車であることを確認して貼付するマーク。

傷害保険及び賠償責任保険が附帯される。 ～ TS : Traffic Safety

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成する。

夕暮れ時から夜間における自転車の事故を防止するため、灯火点灯の徹底と、反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを必ず着用するよう広報啓発活動を推進する。

幼児・児童の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を図るほか、全ての年齢層の自転車利用者に対し、ヘルメットの着用を促進する。

このほか、自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛け、自転車配達員への街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等を推進する。

【「自転車安全利用条例」の主な条項の概要】

1 主な条項の概要

○ 目的（第1条）

自転車の安全利用の促進について、基本理念や、県、県民、自転車利用者等の責務を明らかにし、施策の基本的な事項を定めてそれを推進し、歩行者、自転車等が安全に通行し、県民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○ 基本理念（第3条）

自転車の安全利用の促進は、環境への負荷の低減、健康の増進、災害時の交通機能の維持、観光の振興等に資するとの認識のもとに、県、県民等、自転車利用者、保護者、関係団体等が連携し自転車事故を防止することを旨として行う。

○ 県、県民、自転車利用者、その他関係者の責務（第4条～第13条）

対象者	内容
県（第4条）	学童期から高齢期までの各段階に応じた交通安全教育、啓発 ヘルメット着用、自転車の定期的点検、必要な整備の促進 安全利用促進の取組に対する情報提供、助言等の支援 学校における交通安全に関する教育及び啓発のための情報提供等 関係機関等との緊密な連携と協力の要請
県民（第5条）	家庭、学校・地域等における自主的・積極的な安全利用の取組
自転車利用者 （第6条）	道路交通法その他関係法令の遵守、歩行者の安全に配慮 車両運転者としての責任の自覚、他人に迷惑を及ぼさない運転 ヘルメットの着用、自転車の定期的点検と必要な整備

※保護者、学校の長、関係団体、事業者、小売・貸出業者等の責務も第7条～第13条で規定

○ 自転車損害賠償保険等への加入義務（第14条～第15条）

対象者	内容
自転車利用者（未成年者の場合は保護者） （第14条第1項、第2項）	保険加入を義務とする
事業者（第14条第3項） 自転車貸出業者（第14条第4項）	保険加入を努力義務とする
自転車小売業者（第15条）	購入者の保険加入の有無の確認を努力義務とする 購入者が保険未加入のとき保険情報等の提供を 努力義務とする

2 施行日

令和3年4月1日

**エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底**

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

後部座席のシートベルト非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなることから、自治体、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

**オ チャイルドシートの正しい使用の徹底**

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、販

売店等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

また、各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。

さらに、取り付ける際の誤使用の防止や、側面衝突時の安全確保等の要件を定めた新基準（i-Size）に対応したチャイルドシートの普及促進、チャイルドシートと座席との適合表の公表の促進、製品ごとの安全性に関する比較情報の提供、分かりやすい取扱説明書の作成提供等、販売店等における利用者への正しい使用の指導・助言を推進する。

#### **カ 反射材用品等の普及促進**

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品やLED安全ライト等の着用促進を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進する。

反射材用品等は、全年齢層を対象として普及を図る必要があるが、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特に、その普及の促進を図る。また、衣服や靴、かばん等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努める。

#### **キ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立**

車を運転する者は、飲酒運転が引き起こす事故の重大性、一瞬にして人命を奪う車の危険性を十分に認識し、飲酒運転をしないことはもちろんのこと、最大限の注意を払って安全運転を実践しなければならない。

また、車を運転しない者も、家族や友人を加害者とさせないように、飲酒運転をさせない環境を地域社会とともに作り上げる必要がある。

本県では、平成17年5月、飲酒運転により、学校行事に参加中の高校生の尊い命が奪われる交通死傷事故が発生し、県民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらした。これを機に、県民一丸となって飲酒運転根絶運動を推進してきたが、いまだ、飲酒運転が後を絶たない状況にある。こうした実態を踏まえ、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携して飲酒運転根絶気運の醸成に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、県民一丸となって「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識の確立に努める。

また、飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合に、地域の実情に応じ、運転者やその家族が相談、指導及び支援等を受けられるよう、医療機関を始めとした関係機関・団体が連携した取組の推進に努める。

さらに、各市町村が独自に取り組んでいる効果的な飲酒運転根絶対策については、他の地域における対策の参考となるよう、積極的な情報発信を図っていく。

【「宮城県飲酒運転の根絶に関する条例」（平成19年10月12日宮城県条例第86号）に基づく活動】

○ 飲酒運転根絶に関する知識の普及・意識の高揚

ポスター、チラシ、ホームページ、広報紙（誌）等あらゆる広報媒体を活用した広報啓発や交通安全教育、各種キャンペーン等による広報啓発

○ 飲酒運転根絶重点区域における広報啓発活動等

飲酒運転根絶活動推進委員等による飲酒運転根絶重点区域における飲酒運転根絶の広報啓発活動等

○ 飲酒運転した者への再発防止のための措置

飲酒運転取消処分者講習及び違反者講習での飲酒学級において、飲酒運転違反者への再発防止教育

○ 宮城県飲酒運転根絶推進会議による連携

宮城県飲酒運転根絶推進会議構成員による会議を開催し、県内の飲酒運転状況の共通認識の下、飲酒運転根絶対策について協議

○ 「飲酒運転根絶運動の日」等における活動

5月22日の「飲酒運転根絶の日」における「飲酒運転根絶県民大会」や毎月22日の「飲酒運転根絶運動の日」における飲酒運転根絶キャンペーン等の広報啓発活動

ク 薬物乱用に起因する危険運転防止対策の推進

薬物乱用に起因する危険運転を防止するため、麻薬・覚醒剤乱用防止運動と併せて、関係機関・団体と連携を図りながら、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。

ケ 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、携帯端末、インターネット、街頭ビジョン等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に

実施するなど、実効性のある広報を次の方針により行う。

- 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、国民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、子供と高齢者の交通事故防止、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶、違法駐車等の排除等を図る。

また、運転中のスマートフォン等の操作の危険性について周知を図る。

- 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、自治体、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子供、高齢者等を交通事故から守るとともに、妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転を根絶する気運の醸成を図る。
- 民間団体の交通安全に関する広報活動を支援するため、自治体は、交通の安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、全県民的気運の醸成を図る。

## コ その他の普及啓発活動の推進

- 高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗車中の事故実態の広報を積極的に行う。

また、高齢者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢運転者の特性を理解し、高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高める。

- 夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転、歩行者の横断違反等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。

また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームを促す。

- 二輪乗車中の死者の損傷部位は頭部が最も多く、次いで胸部となっており、二輪運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解促進に努める。
- 県民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう、地図情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進し、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信に努める。
- 衝突被害軽減ブレーキや自動運転等の先進技術について、ユーザーが

過信することなく使用してもらえらるような情報を始め、自動車アセスメント情報や、安全装置の有効性、自動車の正しい使い方、点検整備の方法に係る情報、交通事故の概況等の情報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時適切に届けることにより、関係者の交通安全に関する意識を高める。

- 交通安全に取り組む学識経験者と参加者による討議等により、交通安全活動に新しい知見を与え、交通安全意識の高揚を図ることを目的とした各種会議を開催する。

#### **(4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進**

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する支援並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。

また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、交通安全県民総ぐるみ運動等の機会を利用して働き掛けを行う。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡協議を行い、交通安全に関する県民挙げての活動の展開を図る。

さらに、交通指導員等必ずしも組織化されていない交通ボランティア等に対しては、資質の向上に資する支援を行うことなどにより、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。

地域の状況に応じた交通安全教育の指導者や団体等を育成し、民間団体・交通ボランティア等が主体となった交通安全教育・普及啓発活動の促進を図る。

また、交通ボランティア等の高齢化が進展する中、交通安全の取組を着実に次世代につないでいくよう、幅広い年代の参画に努める。

#### **(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進**

交通安全は、地域住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。

このような観点から、安全で良好なコミュニティ形成を図るため、住民や道路利用者が主体的に行う「ヒヤリ・ハット地図」を作成したり、交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みを作ったりするほか、その活動において、当該地域に根ざした具体的な目標を設定するなどの交通安全対策を推進する。

### 3 安全運転の確保

安全運転を確保するためには、運転者の能力や資質の向上を図ることが必要であり、このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育等の充実に努める。特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努める。

また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障害者、子供を始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の徹底を図る。

さらに、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者の安全対策の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進める。

加えて、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施するため、ICT等を活用しつつ、道路交通に関連する総合的な情報提供の充実に努める。

#### (1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実に努めるとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行う。

また、これらの機会が、単なる知識や技能を教える場にとどまることなく、個々の心理的・性格的な適性を踏まえた教育、交通事故被害者等の手記等を活用した講習を行うなどにより交通事故の悲惨さの理解を深める教育、自らの身体機能の状況や健康状態について自覚を促す教育等を行うことを通じて、運転者の安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるよう、教育内容の充実に努める。

#### ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

##### ○ 自動車教習所における教習の充実

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び技法の充実に努め、教習水準を高める。

また、県民に対し、教習水準に関する情報の提供に努める。

##### ○ 取得時講習の充実

原付免許、普通二輪免許、大型二輪免許、普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許及び大型二種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

## イ 運転者に対する再教育等の充実

取消処分者講習，停止処分者講習，違反者講習，初心運転者講習，更新時講習及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう，講習施設・設備の拡充を図るほか，講習指導員の資質向上，講習資機材の高度化並びに講習内容及び講習方法の充実に努める。

特に，飲酒運転を根絶するという観点から，飲酒運転取消処分者講習の確実な実施や飲酒学級の充実に努める。

自動車教習所については，既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど，地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

## ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育

運転適性検査により，受講者の運転特性を診断した上で，必要な個別の指導等を実施し，悪質・危険な運転特性の矯正を図る。

## エ 二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか，二輪車安全運転講習及び原付等安全講習の推進に努める。また，指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し，二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。

## オ 高齢運転者対策の充実

### ○ 高齢者に対する教育の充実

高齢者講習の効果的実施，更新時講習における高齢者学級の拡充等に努める。

特に，高齢者講習においては，運転技能に着目したきめ細かな講習を実施するとともに，より効果的な教育に努める。

### ○ 臨時適性検査等の確実な実施

講習予備検査（認知機能検査），運転適性相談等の機会等を通じて，認知症の疑いがある運転者の把握に努め，臨時適性検査等の確実な実施により，安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。

また，臨時適性検査等の円滑な実施のため，関係機関・団体と連携して，同検査等を実施する認知症に関する専門医の確保を図るなど，体制の強化に努める。

### ○ 改正道路交通法の円滑な施行

75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入及び申請により，対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付免許制度の導入等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）が令和4年6月までに施行されることとされている。改正法の適正かつ円滑な施行に向けて準備を進めるとともに，施行後のこれらの制度の適切な運用を推進する。

### ○ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図る。

### ○ 高齢者支援施策の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、運転経歴証明書制度の周知を図る。

また、高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、地方公共団体が中心となって地域公共交通のマスタープラン（地域公共交通計画）を策定することにより、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実に努める取組を推進する。

## カ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りを推進する。

## キ 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センター安全運転中央研修所における各種の訓練施設を活用し、高度の運転技能と専門的知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者、青少年運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実に努めるとともに、通知、証明及び調査研究業務等の一層の充実に努める。

## ク 自動車運転代行業の指導育成等

自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査及び街頭指導を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為に対する厳正な取締りを実施する。

## ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、高齢運転者等に受診させるよう義務付けるとともに、受診の環境を整えるため、適性診断実施の認定基準が明確化されたところであり、引き続き、適性診断の実施者への民間参入を促進する。

## コ 危険運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ迅速な運用により長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努めるなど、危険運転者の早期排除を図る。

## **(2) 運転免許制度の改善**

交通事故の傾向等、最近の交通情勢を踏まえ、運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて検証を行い、必要に応じ、改善を図る。

また、県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続の簡素化の推進により更新負担の軽減を図るとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して受講者の受入体制の拡大を図るとともに、受講対象者に対しては、早期受講（講習予約）を促す広報を強化する。

さらに、運転免許センターにおける障害者等のための設備・資機材の整備及び安全運転相談活動の充実を図る。

## **(3) 安全運転管理の推進**

安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）に対する講習の充実等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

さらに、事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を充分活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し適正な運転管理を図る。

事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等（以下「ドライブレコーダー等」という。）の安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた映像を元に、身近な道路に潜む危険や、日頃の運転行動の問題点等の自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

## **(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の実施**

事業用自動車の事故死者数・重傷者数・人身事故件数の半減等を目標に立てた事業用自動車総合安全プランに基づき、関係者（行政・事業者・利用者）が一体となり総合的な取組を推進する。

### **ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立**

事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全に係る取組及び事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

また、事業者等の安全意識の高揚を図るため、事業者等に事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、社内での安全教育の充実を図る。

## **イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底**

労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対して厳正な処分を行う。また、ITを活用して効果的・効率的な監査・監督を実施する。

増加する訪日外国人旅行客や輸送ニーズに対応しつつ、安全性の確保に努めるため、空港等のバス発着場を中心とした街頭検査等を活用しつつ、バス事業における交替運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握し、事業用自動車による重大事故の未然防止を図る。

関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。

事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

## **ウ 飲酒運転、迷惑運転等の根絶**

点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。

また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の根絶に向け、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、事業者に対し指導を行う。

さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」などの迷惑運転について、運転者に対する

指導・監督を徹底するよう、事業者に対し指導を行う。

## **エ ICT・新技術を活用した安全対策の推進**

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

また、自動車の車載機器等の通信システムにより取得した運転情報や、車両と車載機器、ヘルスケア機器等を連携させた総合的データを活用したシステムの普及を図り、更なる事故の削減を目指す。

## **オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策**

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業務毎や運転者の年齢、健康状態等の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、初任運転者向けの指導・監督マニュアルの策定や、高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

さらに、平成28年に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策が取りまとめられたところ、乗客の死傷事故低減を図るための対策を推進する。

## **カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策**

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

## **キ 運転者の健康起因に伴う事故防止対策の推進**

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患、大血管疾患等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。

## **ク 自動車運送事業安全性評価事業の促進等**

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）を促進する。

また、自治体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら該当事業所が積極的に選択されるよう努める。

さらに、貸切バス事業者安全性評価認定実施機関において、貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価し、認定・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくする「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進し、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に努める。

## **(5) 交通労働災害の防止等**

### **ア 交通労働災害の防止**

交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図り、事業場における①交通労働災害防止のための管理体制の確立，②適正な労働時間，走行管理等，③教育の実施，④健康管理，⑤交通労働災害防止に対する意識の高揚，⑥荷主，元請による配慮を促進する。

また、これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携して、事業場における交通労働災害防止担当管理者の配置，同管理者及び自動車運転業務従事者に対する教育の実施を推進するとともに、事業場に対する個別指導等を実施する。

### **イ 運転者の労働条件の適正化等**

自動車運転者の労働時間，休日，割増賃金，賃金形態等の労働条件の改善を図るため，労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の履行を確保するための監督指導を実施する。

また、関係行政機関において相互の連絡会議の開催及び監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ、合同による監査・監督を実施する。

## **(6) 道路交通に関連する情報の充実**

### **ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等**

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状，事故発生時の応急措置，緊急通報，連絡先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行，関係法令の遵守，乗務員教育の実施等について危険物運搬事業者の指導を強化する。

また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物災害等情報支援システムの充実を図る。

### **イ 国際海上コンテナの陸上輸送にかかる安全対策**

国際海上コンテナ陸上輸送における安全確保を図るため、関係者に対して、コンテナ内に収納された貨物の重量，品目，梱包等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする「国際海上コンテナの陸上

における安全輸送ガイドライン」を地方連絡会議や関係業界を通じて、現場への周知徹底を図る。

#### ウ 気象情報等の充実

気象台は、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速に執り得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表し、防災情報提供システム等を用いて関係機関に迅速に伝達するとともに、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知し、事故の防止・軽減に努める。

また、大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、東北地方整備局及び東北運輸局等と連携し、大雪に対する緊急発表を実施し道路利用者に警戒を呼びかける。

さらにこれらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との情報の共有やICTの活用等に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火災監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

### 4 車両の安全性の確保

近年、自動車に関する技術の進歩は目覚ましく、様々な先進安全技術の開発・実用化が急速に進んでいる。交通事故のほとんどが運転者の交通ルール違反や運転操作ミスに起因している状況において、こうした技術の活用・普及促進により、交通事故の飛躍的な減少が期待できると考えられる。すでに衝突被害軽減ブレーキの普及等に伴い、事故件数及び死傷者数は減少傾向にあるものの、交通事故は依然として高水準にあり、相次いで発生している高齢運転者による事故や子供の安全確保も喫緊の課題であることから、先進安全技術の更なる活用・普及促進により着実に交通安全を確保していくことが肝要である。

このような認識の下、従来取り組んできた衝突時の被害軽減対策の進化・成熟化を図ることに加え、事故を未然に防止する予防安全対策について、自動運転技術を含む先進安全技術のより一層の普及促進・高度化等により、更なる充実を図る必要がある。ただし、先進安全技術を円滑かつ効果的に社会に導入していくためには、最低限の安全性を確保するための基準の策定等に加え、運転者がその機能を正確に把握して正しく使用してもらうための対策も重要である。

また、不幸にして発生してしまった事故についても、車両構造面からの被害軽減対策を拡充するとともに、事故発生後の車両火災防止や車両からの脱出容易性の確保等、被害拡大防止対策を併せて進める。

これらの車両安全対策の普及促進に当たっては、安全性に関する基準の拡充・強化のみならず、自動車製作者や研究機関等による安全な自動車の開発を促進する方策や使用者による安全な自動車の選択を促進する方策等の誘導的施策

を連携させ、基礎研究から実用・普及までの各段階に応じて適切に講じる必要がある。

さらに、先進技術の導入により自動車の構造が複雑化する中、使用過程においてその機能を適切に維持するためには、これまで以上に適切な保守管理が重要となる。特に自動運転技術については、誤作動を起こした場合は事故に直結する可能性が高いことから、その機能を適切に保守管理するための仕組みや体制の整備が求められ、自動車整備事業及び自動車検査の制度においても適切に対応しなければならない。

## **(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進**

### **ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等**

#### **○ 車両の安全対策の推進**

車両の安全対策については、産学官が参加する検討会が中心となり、①事故実態の把握・分析、②安全対策に関する方針、対策の具体的な内容の検討、③事前効果評価・事後効果評価といった一連の流れ（P D C Aサイクル）を継続的に実施することに加え、このP D C Aサイクルによる検討を充実させることを通じて、車両の安全対策の一層の拡充・強化を図る。

また、車両の安全対策の推進に係る一連の流れの中においては、高齢化のより一層の進行等の社会情勢の変化、自動車仕様の態様の変化、新技術の開発状況、諸外国の自動車安全対策の動向等についても勘案しつつ検討を行うとともに、その検討結果については公表し、透明性を図る。

なお、先進安全技術を活用した事故を未然に防止する予防安全対策については、車両安全対策を推進する取組の一環として、これまでも安全基準の拡充・強化等と先進安全自動車（A S V）の開発・普及の促進、使用者に対する自動車アセスメント情報等の提供等との総合的かつ有効な連携を今後もより一層図っていく。

#### **○ 道路運送車両の保安基準の拡充・強化**

車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める道路運送車両の保安基準について、事故を未然に防ぐための予防安全対策、万が一事故が発生した場合においても、シートベルトやエアバック等を含めた乗員の保護並びに歩行者及び自転車乗員等の保護を行うための被害軽減対策、並びに電気自動車等の衝突後の火災の発生等の二次災害が起こることを防止するための災害拡大防止対策のそれぞれの観点から、適切に拡充・強化を図る。

特に、死者に占める割合が高い歩行者・高齢者を保護する対策に加えて、交差点における右折時等の様々な衝突形態に対応した対策や、交通事故を未然に防止する先進安全技術の開発促進等を行うことにより、より安全な車両の開発等を推進することについて、今後積極的に検討し、

道路交通の安全確保を図っていく。

#### **イ 先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進**

先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車（ASV）について、普及の促進を一層進める。

安全運転の責任は一義的にはドライバーにあるが、今後、技術の進展に伴い、ドライバーの先進技術に対する過信・誤解による事故を防止するため、先進技術に関する理解醸成の取組を推進する。

また、技術進展や事故データを踏まえ、通信技術の利用や地図情報と連携した先進安全技術に係る技術指針等の高度化を行い、先進安全自動車（ASV）の開発・普及促進を引き続き進める。

#### **ウ 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進**

ペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車の性能向上・普及促進等の車両安全対策を推進する。

### **(2) 自動運転車の安全対策・活用の推進**

交通事故の多くが運転者のミスに起因しているため、先進安全技術の活用に加え、自動運転の実用化は交通安全の飛躍的向上に資する可能性があると考えられる。

一方で自動運転技術は開発途上の技術でもあることから、自動運転車の安全対策・活用推進の両方を推進する。

#### **ア 自動運転車に係る安全基準の策定**

令和2年3月に高速道路等における渋滞時等において作動する車線維持機能に限定した自動運転機能やサイバーセキュリティに係る安全各基準を導入したところであるが、引き続き、自動運転技術の更なる進展に応じ、より高度な自動運転機能についての基準策定を進める。

#### **イ 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進**

地方部における高齢者等の移動に資する無人自動運転移動サービス車両の実現に向けて、そのような車両の安全性を確保するために、実証実験や技術要件の策定等の取組を促進する。

#### **ウ 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進**

自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車について、ユーザーが過信・誤解することなく、使用してもらえるような取組を推進する。

#### **エ 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用**

自動運転車の設計・製造から使用過程にわたり、自動運転車の安全性を

一体的に確保するため、電子的な検査の導入を進めるとともに、様々な走行環境における安全性の検証のためシミュレーション等を活用した自動運転車の型式指定審査、ソフトウェアアップデートに係る許可制度的確な運用等に努める。

#### **オ 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進**

自動運転車の事故については、事故発生時の自動運転システムや走行環境の状況、運転者の対応状況等様々な原因が考えられるため、客観性及び真正性を確保した形で総合的な事故調査・分析を実施し、速やかな事故原因の究明及び再発防止に努める。

### **(3) 自動車アセスメント情報の提供等**

自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。また、自動車アセスメント事業及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV技術等の自動車の安全に関する先進技術の県民の理解促進を図る。自動車アセスメントにおいては、令和2年度より自動車ユーザーにとって評価結果をより分かりやすい形にするため、統合評価（1★～5★で表示）を導入しており、より一層の周知に努めていく。これらにより、自動車ユーザーの選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進すると同時に、自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する。

また、チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を、例えば、産婦人科や地方公共団体窓口等を通じ、それを必要とする自動車ユーザーに正しく行き渡るようにすることにより、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。

### **(4) 自動車の検査及び点検整備の充実**

#### **ア 自動車の検査の充実**

近年急速に普及している衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術の機能維持を図るために、現在の外観確認やブレーキテスト等の測定器を中心とした検査に加え、車両に搭載された車載式故障診断装置（OBD）に記録された不具合の情報を読み取ることによる機能確認を実施するなど、自動車検査の高度化を図る。また、独立行政法人自動車技術総合機構と連携し、こられの検査が指定自動車整備事業者等において確実に行われるよう努める。

また、不正改造を防止するため、適宜、自動車ユーザーの立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。

指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。軽自動車の検査についても、その実施機関である

軽自動車検査協会における検査の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図る。

#### **イ 型式指定制度の充実**

車両の構造に起因する事故の発生を防止するため、型式指定制度により新型自動車の安全性の審査体制の充実を図る。

#### **ウ 自動車点検整備の充実**

##### **○ 自動車点検整備の推進**

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に全国的に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

##### **○ 不正改造車の排除**

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族等の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。

##### **○ 自動車特定整備事業の適正化及び生産性向上**

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。また、自動車特定整備事業者における経営管理の改善や生産性向上等への支援を推進する。

##### **○ 自動車の新技術への対応等整備技術の向上**

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした新技術に対応した研修等の実施により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や、自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。

#### ○ ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、依然としてペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

### (5) リコール制度の充実・強化

自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構において現車確認等による技術的検証を行う。

また、自動車ユーザーの目線に立ったリコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実に努める。

### (6) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車（人の力を補うため原動機を用いるもの）及び普通自転車の型式認定制度を適切に運用する。

また、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払原資を担保し、被害者の救済に的確に対応するため、自転車の整備と損害賠償が一体となったT Sマークの普及や損害賠償保険等への加入を加速化する。

さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

## 5 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、交通事故事件捜査等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要がある。

このため、交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。

また、交通事故事件の発生に関しては初動段階から組織的な捜査を行うとと

もに、危険運転致死傷罪の立件も視野に入れた捜査の徹底を図るほか、研修等による捜査力の強化や客観的な証拠に基づいた事故原因の究明等により適正かつ緻密な捜査の一層の推進を図る。

さらに、暴走族対策を強力に推進するため、関係機関・団体が連携し、地域ぐるみでの暴走族追放気運の醸成に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進する。

## **(1) 交通指導取締りの強化等**

### **ア 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等**

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。

その際、地域の交通事故実態や違反等に関する地域特性等を十分考慮する。

#### **○ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進**

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導を強化するとともに、飲酒運転のほか、無免許運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通死亡事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを強化する。特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者等を道路交通の場から排除するとともに、運転者のみならず、その周辺者に対する責任追及を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進する。また、引き続き、児童、高齢者、障害者等の保護の観点に立った交通指導取締りを推進するとともに、交通指導取締りの意義や効果等について、県民の理解が得られるよう具体的かつ分かりやすい情報発信に努める。

さらに、地図的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について検証し、取締り計画の見直しに反映させる、いわゆるPDCAサイクルを充実させる。

#### **○ 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進**

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対する指導警告活動を一層強力に推進するとともに、酒酔い運転、しゃ断踏切立入り、制動装置不良運転等の悪質危険違反に対しては積極的な検挙措置を講じる。

#### **○ 背後責任等の追及**

事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処

分等を行うことにより、違反の再発防止を図る。

#### **イ 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等**

高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

また、高速自動車国道等における高速度による無謀運転を抑止するため、自動速度違反取締装置等の取締り機器の整備、運用を推進する。

さらに、交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点に、著しい速度超過、飲酒運転、妨害運転、車間距離不保持、通行帯違反等の取締りを強化する。

### **(2) 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化**

#### **ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底**

交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。

#### **イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等**

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

#### **ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進**

捜査支援システム、科学的捜査を支える装備資機材等の充実強化を図るほか、防犯カメラやドライブレコーダ等の映像記録等による客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。

### **(3) 暴走族等対策の推進**

#### **ア 暴走族根絶気運の醸成及び家庭、学校等における青少年に対する教育制度の充実化**

関係機関・団体等が連携し、「暴走族根絶条例」の的確な運用に努めるとともに、暴走族の根絶に向けた各種施策に関する広報活動を積極的に行う。

また、家庭、学校、職場、地域等においては、青少年に対する、「暴走族加入阻止教室」を積極的に開催するなどして、暴走族加入への未然防止対策を推進する。

#### **イ 暴走行為阻止のための環境整備**

暴走族等(暴走族及び違法行為を敢行する旧車会員(暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者))及びこれに伴う群衆が集まる場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、施設の管理改善等の環境づくりを推進する。

#### **ウ 暴走族等に対する指導取締りの強化**

暴走族取締りの体制及び装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、併せて解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りを推進する。

#### **エ 暴走族関係事犯者の再犯防止**

暴走族関係事犯の捜査に当たっては、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努めるとともに、暴力団と関わりのある者については、その実態を明らかにして、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。

#### **オ 車両の不正改造の防止**

暴走行為を助長する車両の不正改造を防止するため、保安基準に適合しない部品等が使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、企業、販売店及び関係団体等に対する積極的な広報啓発活動を展開する。

また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行う。

#### **カ 旧車會対策の推進**

違法行為を敢行する旧車會グループ（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を連ねて走行する集団）に対する実態把握を徹底し、把握した情報を関係都府県間で共有するとともに、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用しての検挙及び不正改造等の取締りを強化するなど的確な対応を推進する。

### **6 救急・救助活動の充実**

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車国道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る。特に、負傷者の救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及等を推進する。

#### **(1) 救急・救助体制の整備**

##### **ア 救助体制の整備・拡充**

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。

##### **イ 多数傷者発生時における救急・救助体制の充実**

大規模交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、

連絡体制の整備，救護訓練の実施及び消防機関と災害派遣医療チーム（DMAT<sup>※</sup>）の連携による救急・救助体制の充実を図る。

※【DMAT】Disaster Medical Assistance Teamの略

医師，看護師，業務調整員で構成され，地域の救急医療体制だけでは対応できないほどの大規模災害や事故などの現場に急行する医療チーム。

## ウ 自動体外式除細動器の使用を含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により，救命効果の向上が期待できることから，自動体外式除細動器（AED<sup>※</sup>）の使用も含めた応急手当について，消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進する。

このため，心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及を図ることとし，消防機関，保健所，医療機関，日本赤十字社，民間団体等の関係機関においては，指導資料の作成・配布，講習会の開催等を推進するとともに，救急の日，救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。

また，応急手当指導員の養成を強力に行っていくほか，119番等時における応急手当の口頭指導を推進する。さらに，自動車教習所における教習及び取得時講習，更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努めるほか，交通安全の指導に携わる者，安全運転管理者等及び交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努める。

また，業務用自動車を中心に応急手当に用いる止血帯，包帯等の救急用具に加え，ゴーグル類，マスク及びゴム手袋の搭載を推進する。

加えて，学校においては，教職員対象の心肺蘇生法（AEDの取扱を含む）の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに，中学校，高等学校の保健体育において止血法や包帯法，心肺蘇生法等の応急手当（AEDを含む）について指導の充実を図る。

さらには，自動車事故の負傷者に対して迅速かつ適切な応急措置を行うために必要な救急法の知識と技術の普及の観点から，自動車事故救急法講習の確実な実施を図る。

※【AED】Automated External Defibrillatorの略：自動体外式除細動器

心肺停止患者の心臓にショックを与え，心臓の動きを正常に戻すための医療器具。

## エ 救急救命士の養成・配置等の促進

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため，消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成

を図り、救急救命士が行える気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。

また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

#### **オ 救急・救助用資機材の整備の推進**

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車<sup>※</sup>、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。

さらに、救急医療機関等へのアクセスを改善するため、高速自動車国道における救急車退出路の整備を推進する。

##### **※【高規格救急自動車】**

救急救命士が搭乗し、特定行為などを行うための資機材の積載及び活動スペースを確保するため、標準型救急車に比べ室内も広がっている。

#### **カ ドクターヘリ等による救急業務の推進**

ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、消防防災ヘリコプターとドクターヘリとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進する。

#### **キ 救急隊員及び救助隊員の教育訓練の充実**

複雑多様化する救急・救助事象に対応すべく救急隊員及び救助隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練を積極的に推進する。

#### **ク 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備**

高速自動車国道における救急業務については、東日本高速道路株式会社と沿線市町村等において相互協力して適切かつ効率的な人命救護を行うものとする。

このため、関係市町村等と、東日本高速道路株式会社の連携を強化するとともに、当該市町村等においても、救急業務実施体制の整備を促進する。

さらに、東日本高速道路株式会社及び関係市町村は、救急業務に必要な施設等の整備、従業者に対する教育訓練の実施を推進する。

#### **ケ 現場急行支援システムの整備**

緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（FAST）の整備を図る。

#### **コ 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備**

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び事故処理の迅速化のため、人工衛星を利用して位置を測定するGPS技術や、その位置を地図表示させる技術、重症度合の判定に資する技術等を活用し、

自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報を消防・警察等の通信指令室の地図画面に表示できるよう自動通報することなどにより緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システム（HELP）や、事故自動通報システム（ACN<sup>※</sup>）の格段の普及と高度化を図るために必要な環境を整備する。

※【ACN】Automatic Collision Notificationの略

エアバックが展開するような大きな事故が発生した際、自動的に救急コールセンターへ通報するシステム。

## （２） 救急医療体制の充実

### ア 救急医療機関等の充実

救急医療体制の基盤となる初期救急医療体制を充実させるため、休日夜間急患センター及び在宅当番医制の活用を推進する。また、初期救急医療体制では応じきれない重症救急患者の診療を確保するため、病院群輪番制や救急告示病院の活用を図るとともに、重篤な救急患者を受け入れるための第三次救急医療体制として、24時間体制の救命救急センターの活用を進め、評価事業により、外傷診療能力を含めその質の向上を図る。

さらに、救急医療施設の情報収集し、救急医療情報を提供することにより、これらの体制が有効に運用されるよう救急医療情報センターの活用を図る。

### イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等

救急医療に携わる医師を確保していくために、医師の卒前教育や臨床研修や専門研修などにおいて、救急医療に関する教育・研修の充実に努める。また、救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対しても、地域における救急患者の救命率をより向上させるための研修を行い、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。

看護師についても、救急時に的確に医師を補助できるよう養成課程において救急医療に関する教育の充実に努めるとともに、新人研修における救急医療研修の充実に努め、救急医療を担当する看護師の確保を図る。

さらに、病院内外での救急活動を充実させる観点から、外傷の標準的初期対応能力の向上に関する研修を推進する。

### ウ ドクターヘリ事業の推進

救急患者への救命医療を救急現場から直ちに行い、救急医療施設へ一刻も早く搬送し、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、医師等が同乗するドクターヘリの導入を推進する。

## （３） 救急関係機関の協力関係の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、

消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化等を図る。

また、医師、看護師等が救急現場及び搬送途上に出動し、救命医療を行うことにより救急患者の救命効果の向上を図るため、ドクターカーの活用を促すほか、医師の判断を直接救急現場に伝えられるようにするシステム（ホットライン）や、患者の容態に関するデータを医療機関へ送信する装置等を活用するなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。

なお、これらは道路交通に限らず、全ての交通分野における大規模な事故についても同様とする。

## 7 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、深い悲しみやつらい体験をされており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）等の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）は、自動車の運行による交通事故について、加害者側の損害賠償責任を強化し、この損害賠償の履行を確保するため、原則として全ての自動車に対して自動車損害賠償責任保険（共済）の契約の締結を義務付けるとともに、保険会社（組合）の支払う保険（共済）金の適正化を図り、自動車事故による被害者の救済を図っており、今後も更なる被害者の保護の充実を図る。

また、近年、自転車加害者となる事故に関し、高額な賠償金となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済に的確に対応するため、自転車の整備と損害賠償が一体となったTSマークの普及や損害賠償保険等への加入を加速化する。

さらに、交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者支援を積極的に推進する。

### (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後とも、社会経済情勢の変化、交通事故発生状況の変化等に対応して、その改善を推進し、被害者救済の充実を図る。

#### ア 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進

被害者に対する適切な情報提供の徹底に係る保険会社（組合）への指導等及び指定紛争処理機関の保険（共済）金支払に係る紛争の調停等により

保険（共済）金の支払の適正化を推進する。

また、交通事故に係る医療費支払の適正化を推進する。

#### **イ 無保険（無共済）車両対策の徹底**

自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、指導取締りや街頭監視等を強化し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

#### **ウ 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等**

自賠責保険（自賠責共済）とともに重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）は、自由競争の下、補償範囲や金額、サービスの内容も多様化してきており、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが、被害者救済等の充実に資するよう、制度の改善及び安定供給の確保に向けて引き続き指導等を行う。

### **(2) 損害賠償の請求についての支援等**

#### **ア 交通事故相談活動の推進**

県の交通事故相談所等を活用し、地域における交通事故相談活動を推進する。

- 交通事故相談所等における円滑かつ適正な相談活動を推進するため、交通事故相談所等は、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センターその他民間の犯罪被害者支援団体等の関係機関、団体等との連絡調整を図る。
- 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質向上を図る。
- 交通事故相談所等において各種の広報を行うほか、自治体のホームページや広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

#### **イ 損害賠償請求の支援活動等の強化**

県警察においては、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。

また、自治体の行政相談、法務局等が行う人権相談において交通事故に関する人権相談を取り扱うとともに、交通事故相談機関における交通事故の損害賠償請求についての相談及び支援に関する業務の充実を図る。

### **(3) 交通事故被害者支援の充実強化**

#### **ア 自動車事故被害者等に対する支援措置の充実**

被害者救済対策事業等については、今後も各事業の内容の見直しを図りつつ、社会的必要性の高い事業を充実していく。

また、自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付け及び交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業等に対する支援

を行う。

さらに、重度後遺障害者に対する救済策を推進するため、自動車事故対策機構による重度後遺障害者に対する介護料の支給及び重度後遺障害者の治療・看護を専門に行う療護センターの運営に対する支援措置の充実を行う。

#### **イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進**

交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援を始めとした施策を推進する。

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を推進するとともに、関係機関相互の連携を図り、さらに、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。

県警察においては、適切な被害者支援が行われるよう、交通事故の被害者、遺族等の要望や心情に配慮した捜査に努めるとともに、事故概要、捜査状況等についての被害者連絡を適時・適切に実施するほか、「被害者の手引き」や「現場配布用リーフレット」等を活用したきめ細かな支援活動を推進する。

#### **ウ 公共交通事故被害者への支援**

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省公共交通事故被害者支援室において、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うほか、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

### **8 研究開発及び調査研究の充実**

交通事故の要因は近年ますます複雑化、多様化してきており、直接的な要因に基づく対症療法的対策のみでの解決は難しくなりつつある中、有効かつ適切な交通対策を推進するため、その基礎として必要な研究開発の推進を図ることが必要である。この際、交通事故は人・道・車の3要素が複雑に絡んで発生するものといわれていることから、3要素それぞれの関連分野における研究開発を一層推進するとともに、各分野の協力の下、総合的な調査研究を充実することが必要である。

また、交通安全対策についてはデータを用いた事前評価、事後評価等の客観的分析に基づいて実施するとともに、事後評価で得られた結果を他の対策に役立てるなど結果をフィードバックする必要がある。

このため、道路交通の安全に関する研究開発の推進を図るとともに、死亡事

故のみならず重傷事故等も含め交通事故の分析を充実させるなど、引き続き、道路交通事故要因の総合的な調査研究の推進を図る。

## (1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進

交通事故の発生要因が複雑化、多様化していること、高齢者人口・高齢運転者の増加、ICTの発展、道路交通事故の推移、道路交通安全対策の今後の方向を考慮して、国が実施する人・道・車それぞれの分野における計画的な研究開発への協力・参加を推進する。

### ア 高度道路交通システム（ITS）に関する研究開発の推進

最先端のICTを用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築することにより、安全性を始め輸送効率、快適性の飛躍的向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の道路交通の円滑化を通し環境保全に大きく寄与するものとして、以下の研究開発を推進する。

#### ○ 交通情報の高度化

より安全で快適な目的地への移動を実現することで、利用者の利便性の向上を図るため、渋滞、所要時間、交通規制等のより高精度な情報をリアルタイムに収集・提供するシステムの構築等に関する研究開発を推進する。

なお、交通情報の提供に関する指針（平成14年国家公安委員会告示第12号）に基づき、経路誘導情報が、当該情報に従って通過する地域における交通の安全を阻害することのないよう働き掛けを行う。

#### ○ 安全運転の支援

ITSの高度化により交通の安全を高めるため、道路上の車両感知器、各種センサーにより道路・交通の状況や周辺車両の状況を把握するシステムの研究開発を推進するとともに、自動車単体では対応できない事故への対策として、路車間通信、車車間通信、歩車間通信等の通信技術を活用した運転支援システムの実現に向けて産学官が連携し研究開発等を推進する。

#### ○ 交通管理の最適化

交通流・量の積極的かつ総合的な管理を行い、交通の安全性・快適性の向上と環境の改善を図るため、次の研究開発を行う。

- ① 公共車両優先信号制御の効果的な運用に向けた研究開発
- ② 車両の動態把握等による業務車両等の効率的運用を支援する手法の研究開発
- ③ 交通規制情報のデータ精度向上等に関する研究開発
- ④ ビックデータ、AIや新たな通信方式等を活用した交通管制システムの研究開発及びその実現

#### ○ 道路管理の効率化

道路管理の迅速かつ的確な対応による道路交通の危険の防止を図るた

め、路面状況、気象状況等の情報を迅速に収集・提供するシステム、特殊車両等の許可システム及び実際の通行経路を自動的に把握するシステム等の研究開発を推進する。

#### ○ 緊急車両の運行支援

災害等に伴う迅速かつ的確な復旧・救援活動の実現を図るため、交通状況及び道路の被災状況等をリアルタイムに収集し、関係機関への伝達、復旧用車両等の現場への誘導・案内等を迅速に行うとともに、交通管理等に活用するシステムの研究開発を推進する。

#### イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進

高齢社会の進展に伴う交通事故情勢の推移に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう、適切な安全対策を実施するため、道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進する。

#### ウ 車両の安全に関する研究の推進

交通事故を未然に防ぐために必要な車両に係る技術や、万が一事故が発生した場合の乗員、歩行者等の保護を行うために必要な車両に係る技術等の研究開発を推進する。

#### エ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実

交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、各種の対策による交通事故削減効果及び人身傷害等事故発生後の被害の軽減効果について、客観的な事前評価、事後評価を効率的に行うためのデータ収集・分析・効果予測方法の充実を図る。

#### オ 安全な自動運転を実用化するための制度の在り方に関する調査研究

従来の「運転者」の存在を前提としない場合における交通ルールの在り方や自動運転システムがカバーできない事態が発生した場合の安全性の担保方策等について、技術開発等の動向を踏まえつつ検討を進める。

#### カ その他の研究の推進

##### ○ 交通事故の長期的予測の充実

多様な側面を有する交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図る。

##### ○ 交通事故に伴う社会的・経済的損失に関する研究の推進

交通事故の発生とこれによる人身傷害、これらに伴う社会的・経済的損失等、交通事故による被害の全容の総合的な把握及び分析を行うための研究を推進する。

##### ○ 交通事故被害者等の視点に立った交通安全対策に関する研究の推進

交通事故被害者等を始め、地方公共団体や交通安全に関わる団体等の視点から、交通安全対策を検討する研究を推進する。

○ **交通事故被害者等の精神健康の回復に関する研究の推進**

P T S D等持続的な精神的後遺症を持つ者の治療法の研究を推進する。  
また、自助グループの活動等の支援を通じて、交通事故被害者等の回復に視点を当てた研究を推進する。

**(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化**

交通事故の実態を的確に把握し、更なる交通事故死傷者数の削減に向けた効果的かつ詳細な交通安全施策の検討、立案等に資するため、県警察本部交通部が保有する交通事故データを積極的に活用して、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行うとともに、事故分析に係る情報を県民に対して積極的に提供することにより、交通安全に対する県民の意識の向上を図る。

また、国で行っている工学、医学、心理学等の分野の専門家、大学、民間研究機関等との連携・協力の下、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究への協力・参加を推進する。

## 第2章 鉄道交通の安全

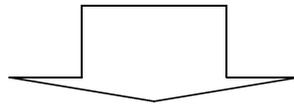
### 1 鉄道事故のない社会を目指して

- 鉄道は、多くの国民が利用する生活に欠くことのできない交通手段である。
- 県民が安心して利用できる一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく。



### 2 鉄道交通の安全についての目標

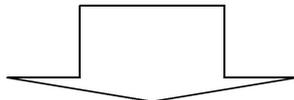
- ① 乗客の死者数ゼロを目指す。
- ② 運転事故全体の死者数減少を目指す。



### 3 鉄道交通の安全についての対策

#### < 2つの視点 >

- ① 重大な列車事故の未然防止
- ② 利用者等の関係する事故の防止



#### < 8つの柱 >

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 鉄道の安全な運行の確保
- ④ 鉄道車両の安全性の確保
- ⑤ 救急・救助活動の充実
- ⑥ 被害者支援の推進
- ⑦ 鉄道事故等の原因究明と再発防止
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

## 第1節 鉄道事故のない社会を目指して

人や物を大量に、高速に、かつ、定時に輸送できる鉄道は、県民生活に欠くことのできない交通手段である。列車が高速・高密度で運行されている現在の鉄道においては、ひとたび列車事故が発生すれば、多数の死傷者を生じるおそれがある。また、ホームでの接触事故（ホーム上で列車等と接触又はホームから転落して列車等と接触した事故）等の鉄道人身障害事故と踏切障害事故など、利用者等が関係する事故の防止対策の充実が必要とされている。

このため、県民が安心して利用できる、より安全で安定した鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく必要がある。

### I 鉄道事故の状況等

本県の鉄道運転事故の発生件数は、年10件前後で推移しており、踏切障害事故、鉄道人身障害事故が二分している。令和2年に発生した鉄道運転事故の件数は11件で、踏切障害事故が4件、鉄道人身障害事故が7件であり、死傷者数については、死者が8人で、負傷者は2人であった。

鉄道人身障害事故は、線路内に立ち入り列車と接触することによるものが多く、酔客、認知症の方の占める割合も多い。

なお、全国では、平成17年に乗客106人が死亡したJR西日本福知山線列車脱線事故、及び乗客5人が死亡したJR東日本羽越線列車脱線事故が発生したが、平成18年から令和2年までの間は、乗客の死亡事故は発生していない。

### II 交通安全計画における目標

- ① 乗客の死者数ゼロを目指す。
- ② 運転事故全体の死者数減少を目指す。

列車の運転により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に防止することが必要である。また、近年の運転事故等の特徴等を踏まえ、ホームでの事故等を含む運転事故全体の死者数を減少させることが重要である。

近年は輸送量の伸び悩み等から、厳しい経営を強いられている事業者が多い状況にはあるが、引き続き安全対策の充実を図っていく必要がある。

こうした現状を踏まえ、県民の理解と協力の下、第2節及び第3章第2節に掲げる諸施策を総合的かつ強力に推進することにより、乗客の死者数ゼロを継続すること、及び運転事故全体の死者数を減少させることを目指すものとする。

## 第2節 鉄道交通の安全についての対策

### I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

鉄道の運転事故は長期的には減少傾向にあり、これまでの交通安全計画に基づく施策には一定の効果が認められる。しかしながら、ひとたび事故が発生すれば、多数の死傷者を生じるおそれがあることから、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故の未然防止を図るため、総合的な視点から施策を推進する。

また、踏切障害事故とホームでの事故等の鉄道人身障害事故を合わせると運転事故全体の約9割を占めており、近年、その死者数はやや増加傾向であることから、利用者等の関係する事故を防止するため、効果的な対策を講ずる。

### II 講じようとする施策

#### 1 鉄道交通環境の整備

鉄道交通の安全を確保するためには、鉄道施設、運転保安設備等について常に高い信頼性を保持し、システム全体としての安全性を確保する必要がある。

このため、運転保安設備の整備等の安全対策の推進を図る。

##### (1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道事業者は、鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障害者等を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備等の整備を引き続き推進する。

##### (2) 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付きATS<sup>\*</sup>等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの<sup>\*</sup>の整備については完了したが、これらの装置の整備については引き続き推進を図る。

\* 1時間当たりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。

※【ATS】Automatic Train Stop の略

自動列車停止装置：鉄道での衝突防止や加速度防止の安全装置。列車や軌道車両が停止信号を越えて進行しようとした場合に警報を与えたり、列車のブレーキを自動的に動作させて停止させ、衝突や脱線などの事故を防ぐ装置。

## 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

運転事故の約9割以上を占める鉄道人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、交通安全県民総ぐるみ運動や踏切事故防止キャンペーン、鉄道利用者に対する「歩きスマホ」の危険性の周知や酔客に対する事故防止の注意喚起を行う等の広報活動を積極的に行い、鉄道交通の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押しボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押しボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

## 3 鉄道の安全な運行の確保

重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道事業者への保安監査等を実施し、適切な指導を行うとともに、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ的確に対応する。さらに、運転士の資質の保持、事故情報及び安全上のトラブル情報の共有・活用、気象情報等の充実を図る。

### (1) 保安監査の実施

東北運輸局は、鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。また、JR北海道問題<sup>※</sup>を踏まえて平成26年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。

※【JR北海道問題】

度重なる車両トラブルに加え、平成25年9月19日の函館線大沼駅構内における貨物列車脱線事故を契機として判明した、整備基準値を超える軌道変位の放置、検査データの改ざんの発覚等、鉄道事業者としてはあってはならない異常な事態が続いた。

## **(2) 運転士の資質の保持**

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。

また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

## **(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用**

鉄道事業者の安全担当者等が、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知する。また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

## **(4) 気象情報等の充実**

気象台は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速に執り得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速に伝達するとともに、気象庁ホームページや報道機関等を通じて鉄道利用者に周知し、事故の防止・軽減に努める。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として、雨雲の動き（ナウキャスト）で竜巻発生確度を提供する。

さらに、走行中の列車における地震発生時の転覆等による被害防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

## **(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応**

関係機関及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、事故等が発生した場合の幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

さらに、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

## **(6) 計画運休への取組**

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される場合は、気象状況に十分に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、事前に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

## **4 鉄道車両の安全性の確保**

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

## **5 救急・救助活動の充実**

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、防災訓練等の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進する。

## **6 被害者支援の推進**

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省公共交通事故被害者支援室において、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしたほか、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

## **7 鉄道事故等の原因究明と再発防止**

鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明調査を迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員への専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、ドローン等を活用した新たな調査手法の構築、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、同種事故の比較分析など事故調査結果等のストックの活用により、調査・分析手法の高度化を図る。

事故等調査結果等に基づき、事故等の防止又は事故が発生した場合の被害の軽減のため、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し、また国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより、必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道交通の安全に寄与する。

## 8 研究開発及び調査研究の充実

鉄道の安全性向上に関する研究開発を推進する。

具体的には、より安全度の高い鉄道システムを実現するため、施設、車両、運転等に関する新技術の評価とその効果予測に関する研究及びヒューマンエラー事故の防止技術に関する研究を行う。また、安全度の高い新しい交通システムの実用化を促進するため、安全性・信頼性評価に関する研究を推進する。

さらに、近年発生した鉄道の重大事故等を踏まえ、事故及び災害時の被害軽減に関する研究開発等、安全性の更なる向上に資する開発及び調査研究を推進する。

### 第3章 踏切道における交通の安全

#### 1 踏切事故のない社会を目指して

踏切事故は、長期的には減少傾向にあるが、改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。



#### 2 踏切道における交通の安全についての目標

令和7年までに踏切事故件数ゼロを目指す。



#### 3 踏切道における交通の安全についての対策

##### <視点>

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進



##### <4つの柱>

- ① 踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- ② 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ③ 踏切道の統廃合の促進
- ④ その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

## 第1節 踏切事故のない社会を目指して

踏切事故は、長期的には減少傾向にある。しかし、一方で、本県における第10次計画期間中の踏切事故は鉄道運転事故の約4割を占め、また、改良をすべき踏切道がなお残されている現状である。こうした現状を踏まえ、引き続き、踏切事故防止対策を総合的かつ積極的に推進することにより踏切事故のない社会を目指す。

### I 踏切事故の状況等

本県における近年の踏切事故の特徴としては、原因別にみると、直前横断が約7割、踏切道内に停滞したものが約2割を占めており、また、衝撃物別では自動車と衝撃したものが約5割とそのほとんどを占めている。踏切道の種類別にみると第1種踏切道（自動遮断機が設置されている踏切道）が大半を占めている。

令和2年中の本県における踏切障害事故（鉄道運転事故のうち、踏切道において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触したもの）は4件であり、死者数は2人で、負傷者は1人であった。

### II 交通安全計画における目標

**令和7年までに踏切事故件数ゼロを目指す。**

踏切道における安全と円滑を図るため、県民の理解と協力の下、第2節に掲げる諸施策を総合的かつ積極的に推進することにより、令和7年までに踏切事故件数ゼロを目指すものとする。

## 第2節 踏切道における交通の安全についての対策

### I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点

踏切道における交通安全対策について、踏切事故件数、踏切事故による死傷者ともに減少傾向にあることを考えると、第10次計画に基づき推進してきた施策には一定の効果が認められる。

しかし、踏切事故は、ひとたび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものであること、立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあること、これらの対策が、同時に渋滞の軽減による交通の円滑化や環境保全にも寄与することを考慮し、開かずの踏切への対策や高齢者等の歩行者対策等、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進することとする。

また、各踏切道の遮断時間や交通量等の諸元、これまでの対策実施状況等を踏まえて、道路管理者と鉄道事業者が協力し「踏切安全通行カルテ」を作成・公表

することにより、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進していくことが重要である。

## II 講じようとする施策

### 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

遮断時間が特に長い踏切道等や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。

また、立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」については、早期に安全安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者立体横断施設の設置等を促進する。

加えて、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように事故抑止効果の高い構造への改良を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速攻対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、改札口の追加や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。

### 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押しボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、迂回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識の大型化、高輝度化による視認性の向上を図る。

### 3 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、迂回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がない又は歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

#### 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置や踏切保安設備等の高度化を図るための研究開発等を進めるとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタン操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。

また、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。

平常時の交通に安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障を来す等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。